

新湊信金ディスクロージャー誌(令和8年3月末)

新湊信用金庫の現況 2026



4月11日 放生津八幡宮祭の曳山・築山行事
ユネスコ無形文化遺産登録記念巡行

 新湊信用金庫

目 次

■ ごあいさつ	1
■ 組織・役員一覧・営業区域	2
■ 主要な事業の内容	3
■ 事業の概況	4
■ 事業の状況を示す指標	5～9
■ リスク管理の体制	10
■ 法令等遵守（コンプライアンス）の体制	10
■ 金融ADR制度への対応	11
■ 顧客保護等管理方針	11
■ 反社会的勢力に対する基本方針	11
■ マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー	11
■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	12～16
■ 財務諸表	
1. 貸借対照表	17～21
2. 損益計算書	22
3. 剰余金処分計算書	22
■ 財務諸表の適正性に関する内部監査の有効性の確認	22
■ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	23
■ 有価証券の取得価額、時価及び評価損益	24
■ 金銭の信託	25
■ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	25
■ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、貸出金償却の額	25
■ 報酬等に関する事項	26
■ 自己資本の充実の状況	
自己資本の構成に関する事項	27
定量的な開示事項	28～39
定性的な開示事項	40～42
■ 総代会について	
1. 総代会制度について	43
2. 総代とその選任方法	43
3. 第103期通常総代会の決議事項	44
4. 総代会に係る開示充実に関する施策について	44
■ 新湊信用金庫SDGs宣言	45
■ 地域貢献活動について	
当金庫の地域貢献活動	46～47
社会福祉向上への取組み	48
■ 預金商品のご案内	49
■ 融資商品のご案内	50
■ 各種サービスのご案内	51
■ 各種手数料一覧	52～53
■ 当金庫の沿革・あゆみ	54～55
■ 開示項目索引	56～57

ご あ い さ つ



平素は、当金庫に格別のご愛顧、ご支援を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

皆様には、当金庫に対するご理解をさらに深めていただきたく、ディスクロージャー誌『新湊信用金庫の現況2026』を作成致しました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

さて、我が国経済は、緩やかな回復基調にあるものの、米国による関税政策や中東情勢の緊迫化などの地政学的リスクを背景に、経済情勢の不確実性が極めて高まっており、経済への影響拡大が懸念されております。

このような情勢のもと、地域経済の担い手である中小企業は、原材料価格の高騰や人件費の負担増などのコストアップに対して価格転嫁が思うように進んでいないことに加え、急速に進む人口減少や少子高齢化などを背景に、深刻な人手不足や後継者問題等、多くの経営課題に直面し、経営環境は依然として厳しい状況となっております。

当金庫といたしましては、引き続き取引先事業者への影響や業況を把握しながら、きめ細やかな資金繰り支援の他、直面する様々な経営課題に真剣に向き合い、解決に向けてスピード感を持って行動に移してまいります。

地域貢献への取り組みといたしましても、「射水市まちづくりファンド」を活用した新湊地区内川エリアの更なる活性化に向けた取り組みを継続的に進めてまいります。また、2025年12月に放生津八幡宮祭の曳山・築山行事がユネスコ無形文化遺産に登録されるという明るい話題がありました。地元の大切な文化の継承に役立てていただくための寄付金付き定期預金を取り扱うなど、地域の持続的発展に向けた様々な取り組みを今後も進めてまいります。

これからも当金庫は、相互扶助を理念とする協同組織金融機関としての使命に徹し、地域の事業者や住民の方々に認められ必要とされる金融機関を目指し、微力ではございますが役職員一丸となって努力してまいりますので、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

おわりに、皆様方のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

2026年7月

理 事 長 臼 田 克 己

金庫の概要

2026年3月末現在

創 立	1924年(大正13年) 7月11日		
出 資 金	139百万円	会 員 数	6,091人
店 舗 数	7店舗	店外ATMコーナー	1カ所
自己資本	40億64百万円		

職員の状況

2026年3月末現在

職 員 数	54名
	男子27名 女子27名
平均年齢	41歳4カ月
平均勤続年数	14年2カ月

基本方針

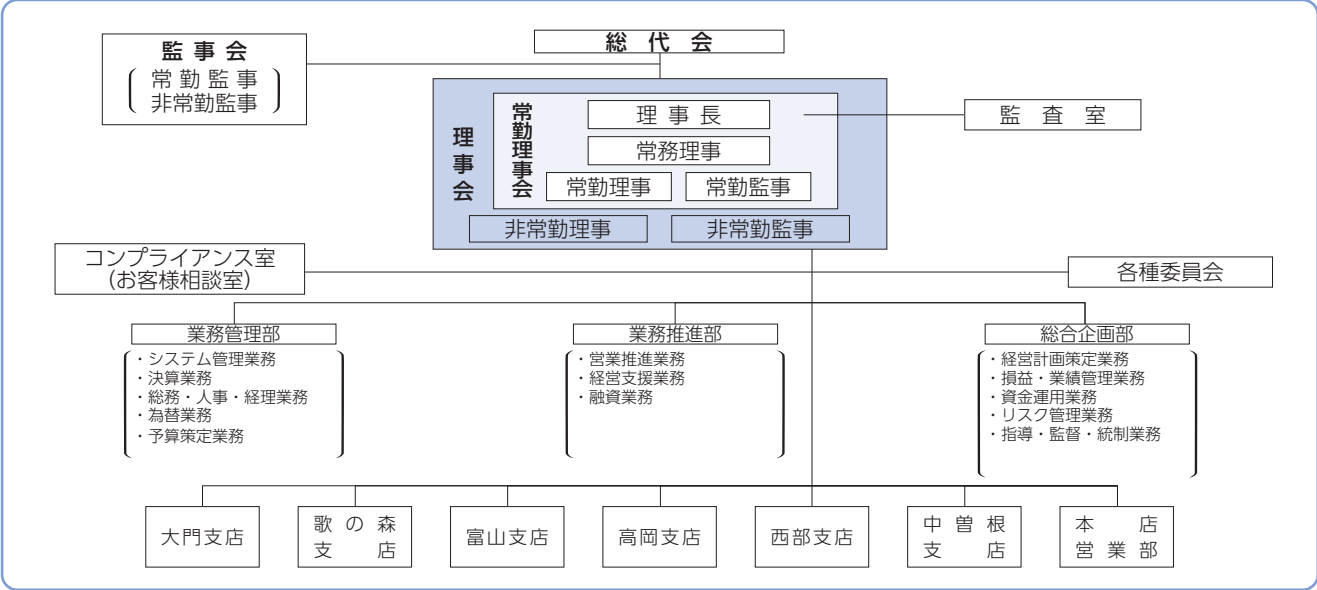
新湊信用金庫は、中小企業専門金融機関としての使命に徹し、公明にして誠実な金融活動を展開して会員の信望を高め、金庫の経営基盤を拡大強化し、以って地域産業の繁栄育成と市民生活の向上に奉仕するものである。

経営方針

1. 預金者等の便益と保護を第一とします。
2. 地域産業の振興発展と市民生活改善のため、金融の円滑化を図ります。
3. コンプライアンス態勢の充実と健全経営を遂行します。
4. 役職員和協一致し、日常の業務に精励するとともに、地域社会に貢献できる人材の育成に努めます。
5. 金庫の発展ならびに職員の生活安定と向上に取り組みます。

事業の組織

2026年6月末現在



理事及び監事の氏名及び役職名

2026年6月末現在

理事長（代表理事）	臼田 克己	非常勤理事	下保 隆（※1）
常務理事（代表理事・総合企画部長）	竹内 俊尚	非常勤理事	中野 岳（※1）
常勤理事（業務推進部長）	長慶 清	常勤監事	坂野 浩治
常勤理事（業務管理部長）	樋上 康吉	非常勤監事	長谷川 修博（※2）
非常勤理事	鷺北 昭雄（※1）	非常勤監事	片岡 幹夫

（※1）理事 鷺北昭雄、下保隆、中野岳は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
（※2）監事 長谷川修博は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

事業所の名称及び所在地

営業区域（2026年6月末現在）

営業区域 富山県全域

営業店舗の所在地

本店営業部	射水市中新湊12番20号	TEL(0766)82—8611(代)
中曽根支店	高岡市中曽根325番1	TEL(0766)82—8622(代)
西部支店	射水市本町2丁目2番45号	TEL(0766)82—8633(代)
高岡支店	高岡市新成町1番38号	TEL(0766)22—5561(代)
富山支店	富山市新根塚町2丁目3番地3	TEL(076)421—3700(代)
歌の森支店	射水市戸破1621番地	TEL(0766)56—8670(代)
大門支店	射水市戸破1621番地	TEL(0766)53—5558(代)

自動機器設置状況

設置機器		設置場所及び設置台数		
店舗内機器	現金自動預入支払機（ATM）	本店営業部 2台	中曽根支店 2台	西部支店 1台
		歌の森支店・大門支店 1台	高岡支店 1台	富山支店 1台
店舗外機器	現金自動預入支払機（ATM）	▽射水市民病院出張所（母店：本店営業部） 所在地 射水市朴木地内 射水市民病院内		

金庫の主要な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
 2. 資金の貸付け及び手形の割引
 3. 為替取引
 4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）、又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 一般社団法人しんさん保証基金
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 一般社団法人全国石油協会
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 公益社団法人全国市街地再開発協会
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 漁業信用基金協会
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
 - イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - ロ 銀行
 - ハ 長期信用銀行（長期信用銀行法（1952年法律第187号）に規定する長期信用銀行をいう。）
 - ニ 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（1949年法律第181号）第9条第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
 - ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
 - ヘ 農業協同組合（農業協同組合法（1949年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。）
 - ト 漁業協同組合（水産業協同組合法（1948年法律第242号）第11条第1項第4号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第87条第1項第4号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第93条第1項第2号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る。）
 - チ 農林中央金庫
 - (9) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
 - 信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。（15）において同じ。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) デリバティブ取引（信用金庫法施行規則で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
 - (16) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（1995年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - (3) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - (4) 確定拠出年金法（2001年法律第88号）により行う業務
 - (5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（2001年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (6) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

直近の事業年度における事業の概況

〔事業方針〕

2025年度につきましては、地域に必要とされる協同組織金融機関であり続けるため、これまで推し進めてきたビジネスモデルの3つの基本戦略（「営業力の強化」、「収益意識の向上」、「組織体制の整備」）とそれに基づく各種施策の実効性を高めること、醸成を図ることを最重要課題に掲げ、適切な利益計上のもと、地域の協同組織金融機関としての強固な経営基盤の確立を目指してまいりました。

〔金融経済環境〕

2025年度の我が国経済は、全体としては緩やかな回復基調にあったものの、米国による関税政策や中東情勢の緊迫化などの地政学的リスクを背景に、経済情勢の不確実性が極めて高まり、現在も経済への影響拡大が懸念されております。

このような情勢のもと、地域経済の担い手である中小企業は、物価上昇によるコスト増を価格転嫁で吸収することは難しく、加えて、急速に進む人口減少や少子高齢化などを背景に、深刻な人手不足や後継者問題等、多くの経営課題に直面し、経営環境は依然として厳しい状況となっております。

また、金融業界におきましては、昨年12月に日銀が政策金利を30年ぶりの高水準となる0.75%程度への引上げを実施いたしました。株価が史上最高値を更新する一方で、債券価格および円相場が大幅に下落するなど、今後の景気の行方については不透明感が高まっております。

〔業 績〕

当期の業績は、預金は公金預金の減少や相続手続きの増加、預金獲得競争の激化等の要因もあり、838億64百万円（前期比32億50百万円減少）となりました。貸出金につきましては、資金需要に積極的に取り組んだ結果、313億78百万円（前期比29億65百万円増加）となりました。一方、損益面では、政策金利の上昇に伴う預金調達コストの大幅な増加や、貸出金の予防的引当金の積み増し、また、有価証券において今後の運用利回り改善を図るため、一部低利回り債券の入れ替え実施に伴うメンテナンス費用の計上もいたしましたが、貸出金、預け金、有価証券などの利息収入の増加や経費の削減、与信費用の減少などもあり、最終利益として1億45百万円計上することができました。

〔事業の展望〕

現状の金融経済環境を踏まえ、取引先事業者への影響や業況を把握しながら、きめ細やかな資金繰り支援の他、直面する様々な経営課題に向き合い、取引先事業者の方々や地域の持続的な発展に向けて、より一層邁進していく必要があります。また、今後も政策金利の段階的な引上げが見込まれるなか、従来にも増して適切な ALM・ポートフォリオ管理に留意し、適正な収益管理に努めてまいります。

〔対処すべき課題〕

当金庫が対処する課題としては、①法令等に適合した経営を確保するための「内部統制システム」の一層の充実、②リスクを統合的に捉え管理する「統合リスク管理態勢」の確立、③地域のニーズに応え得る人材の育成・確保、④経営基盤を強固なものとする自己資本の拡充、などを掲げております。

〔内部管理基本方針〕

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するため、「内部管理基本方針」において、整備すべき体制を次の通り定めています。

- 1、理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
- 2、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制。
- 3、損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
- 4、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
- 5、当該金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項。
- 6、監事の職務を補助すべき職員の当該金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項。
- 7、次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制
当該金庫の理事及び職員が当該金庫の監事への報告に関する体制。
- 8、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。
- 9、当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項。
- 10、その他当該金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制。

直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

◎最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：利益 千円・残高 百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	793,366	814,894	844,236	1,029,848	1,055,753
経常利益 (又は経常損失(△))	△ 597,317	158,422	155,645	△1,683,017	146,283
当期純利益 (又は当期純損失(△))	△ 580,316	148,421	131,081	△1,767,298	145,571
出資総額	138	138	139	139	139
出資総口数	2,769,300	2,776,560	2,780,230	2,789,570	2,795,570
純資産額	5,039	3,797	3,493	2,600	2,196
総資産額	91,424	91,151	91,591	90,167	86,404
預金積金残高	85,641	86,738	87,575	87,114	83,864
貸出金残高	23,502	23,860	25,818	28,412	31,378
有価証券残高	45,390	42,063	39,316	39,281	33,907
単体自己資本比率	16.68%	16.45%	16.24%	10.95%	11.17%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1.5円	1.5円	1.5円	1.5円	1.5円
役員数	10人	9人	10人	9人	10人
(うち常勤役員数)	5人	4人	5人	4人	5人
職員数	57人	55人	54人	56人	54人
会員数	6,124人	6,149人	6,131人	6,079人	6,091人

- (注) 1. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項に於いて準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 出資金 1口当たり50円、会員の最低出資金は100口5,000円です。

直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

◎業務粗利益

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
資金運用収支	712,238	696,160
資金運用収益	782,782	878,804
資金調達費用	70,543	182,643
役務取引等収支	24,145	23,718
役務取引等収益	63,734	64,747
役務取引等費用	39,589	41,029
その他業務収支	△ 1,862,800	△ 25,184
その他業務収益	22,185	14,780
その他業務費用	1,884,985	39,965
業務粗利益	△ 1,126,415	694,694
業務粗利益率(%)	△ 1.20%	0.77%

- (注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎業務純益

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
業 務 純 益	△ 1,806,797	66,144
実 質 業 務 純 益	△ 1,806,797	66,144
コ ア 業 務 純 益	57,436	94,544
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	57,436	94,544

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

◎利鞘、総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：％)

	2024年度	2025年度
総資産経常利益率(％)	△ 1.78	0.16
総資産当期純利益率(％)	△ 1.87	0.16
資金運用利回り (A)	0.83	0.98
資金調達原価率 (B)	0.84	0.94
総資金利鞘 (A)－(B)	△ 0.01	0.04

- (注) 1. 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎資金運用収支の内訳

(単位：平均残高 百万円、利息 千円、％)

	平均残高		利 息		利 回 り	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資 金 運 用 勘 定	93,357	89,336	782,782	878,804	0.83	0.98
うち貸出金	27,241	29,151	306,833	352,006	1.12	1.20
うち預け金	24,640	21,407	101,633	128,295	0.41	0.59
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	40,909	38,236	364,774	387,164	0.89	1.01
資 金 調 達 勘 定	88,567	85,815	70,543	182,643	0.07	0.21
うち預金積金	88,359	85,700	69,914	182,259	0.07	0.21
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	168	78	434	201	0.25	0.25

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2024年度6百万円、2025年度8百万円)をそれぞれ控除して表示しております。
2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△ 26,012	69,082	43,069	△ 30,039	126,060	96,021
うち貸出金	29,728	7,534	37,263	22,375	22,797	45,172
うち預け金	△ 8,268	20,871	12,603	△ 11,364	38,026	26,662
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	△ 18,276	11,612	△ 6,663	△ 24,741	47,131	22,389
支 払 利 息	△ 316	54,536	54,220	△ 1,769	113,868	112,099
うち預金積金	△ 309	54,746	54,436	△ 1,716	114,061	112,345
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	△ 233	－	△ 233	△ 232	－	△ 232

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で計算しております。
2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

(2) 預金に関する指標

◎預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
流動性預金	33,328	32,921
うち有利息預金	28,909	28,783
定期性預金	54,849	52,576
うち固定金利定期性預金	54,842	52,570
うち変動金利定期性預金	6	6
その他	182	201
計	88,359	85,700
譲渡性預金	—	—
合計	88,359	85,700

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎定期預金残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
定期預金	51,471	49,809
固定金利定期預金	51,464	49,803
変動金利定期預金	6	6
その他	—	—

(3) 貸出金等に関する指標

◎貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
手形貸付	1,557	1,283
証書貸付	25,114	26,874
当座貸越	505	931
割引手形	64	61
合計	27,241	29,151

- (注) 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎貸出金残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
貸出金	28,412	31,378
固定金利	11,684	12,057
変動金利	16,728	19,320

◎貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	93	76
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	6,056	7,008
その他	—	—
計	6,149	7,084
信用保証協会・信用保険	5,772	5,707
保証証	925	861
信用	15,564	17,724
合計	28,412	31,378

◎債務保証見返りの担保別内訳

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	24	0
その他	—	—
計	24	0
信用保証協会・信用保険	—	—
保証証	1	1
信用	0	5
合計	26	8

◎貸出金使途別残高

(単位：百万円 構成比：%)

	2024年度		2025年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	14,564	51.26	17,556	55.95
運 転 資 金	13,848	48.73	13,821	44.04
合 計	28,412	100.00	31,378	100.00

◎住宅ローン・消費者ローン別残高内訳

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
住 宅 ロ ー ン	3,249	3,173
消 費 者 ロ ー ン	1,387	1,478
合 計	4,637	4,652

◎貸出金業種別内訳

(単位：百万円 構成比：%)

業種区分	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	41	3,352	11.79	37	3,285	10.46
農 業、林 業	3	29	0.10	4	33	0.10
漁 業	2	295	1.03	3	320	1.01
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	57	1,413	4.97	61	1,221	3.89
電気・ガス・熱供給・水道業	4	352	1.23	4	314	1.00
情 報 通 信 業	2	17	0.05	1	14	0.04
運 輸 業、郵 便 業	15	765	2.69	15	646	2.05
卸 売 業、小 売 業	90	2,916	10.26	85	3,104	9.89
金 融 業、保 険 業	8	3,720	13.09	9	3,920	12.49
不 動 産 業	56	4,849	17.06	71	6,309	20.10
物 品 質 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3	35	0.12	3	27	0.08
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	32	294	1.03	32	312	0.99
生活関連サービス業、娯楽業	19	380	1.33	18	335	1.06
教 育、学 習 支 援 業	3	8	0.02	3	5	0.01
医 療、福 祉	13	193	0.67	10	266	0.84
そ の 他 の サ ー ビ ス	61	896	3.15	61	1,092	3.48
小 計	409	19,523	68.71	417	21,211	67.59
国・地方公共団体等	5	4,251	14.96	5	5,514	17.57
個 人	1,185	4,637	16.32	1,109	4,652	14.82
合 計	1,599	28,412	100.00	1,531	31,378	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎預貸率

(単位：%)

	2024年度	2025年度
期 末 預 貸 率	32.61	37.41
期 中 平 均 預 貸 率	30.83	34.01

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

(4) 有価証券に関する指標

◎商品有価証券の種類別平均残高

該当する取引はありません。

◎有価証券の種類別の残存期間別残高

－2024年度－

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	5,000	－	－	－	－	1,790	－	6,790
地 方 債	699	302	－	－	776	95	－	1,874
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	2,124	5,268	4,740	4,729	3,396	3,621	－	23,881
株 式	－	－	－	－	－	－	20	20
外 国 証 券	399	698	1,753	192	864	1,289	－	5,197
そ の 他 の 証 券	－	－	－	－	－	30	1,487	1,517

－2025年度－

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	－	－	－	－	725	901	－	1,626
地 方 債	228	398	389	253	3,866	－	－	5,136
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	1,908	2,478	7,327	3,463	2,582	2,970	－	20,729
株 式	－	－	－	－	－	－	252	252
外 国 証 券	99	1,954	282	500	347	1,282	－	4,466
そ の 他 の 証 券	－	－	－	－	－	30	1,666	1,696

◎有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
国 債	2,901	2,116
地 方 債	1,867	4,955
短 期 社 債	－	－
社 債	24,401	24,845
株 式	67	68
外 国 証 券	5,316	4,863
そ の 他 の 証 券	6,353	1,388
合 計	40,909	38,236

◎預証率

(単位：％)

	2024年度	2025年度
期 末 預 証 率	45.09	40.43
期 中 平 均 預 証 率	46.29	44.61

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

リスク管理について

金融の自由化、国際化、技術革新に伴い金融機関の業務は益々多様化、高度化し、収益機会が増えると同時に各種リスクも拡大し、複雑・多様化しております。当金庫では、「経営の健全性」と「収益の安定性」を確保し、お客様からの信頼をさらに向上させるため、法令等遵守態勢を含めたリスク管理態勢を経営の最重点課題として位置付け、総合的なリスク管理体制の充実に努めております。

リスク管理の体制

信用リスク管理

「信用リスク」とは、融資先の業況悪化等により、融資した資金が返済されなくなることにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、融資にあたって審査管理を充実し、常に事務取扱規程（貸付編）の審査基準に基づいた運営ができるよう厳格な審査体制をとっております。さらに各種研修会への職員の派遣、事務取扱説明会の実施等により貸出審査能力の向上を図っております。また、自己責任に基づく適正な資産査定を行うとともに「資産監査委員会」による適切な償却・引当を実施し、貸出資産の健全性の確保、不良債権発生未然防止に努めております。

市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替相場の変動により資産の価値が下落し、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場部門（フロント）、事務管理部門（バック）、リスク管理部門（ミドル）を明確に分離し、部門間の相互牽制機能を働かせるとともに、ALM管理手法の高度化を図り、常にリスクの状況を把握しながら、これらの変動に機動的に対応できる体制の強化・充実に努めております。

流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、予期せぬ資金の流失等により通常よりも高い金利での資金調達や著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、系統機関である信金中央金庫と緊密な関係を維持しており、緊急時の資金繰りには同金庫が積極的に支援するバックアップ体制を整えています。

オペレーショナルリスク管理

「オペレーショナルリスク」とは、事務やコンピュータシステム等、日常の事務処理が職員のミスや不正またはコンピュータシステムが正常に稼動しないことにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、内部規定マニュアルの整備、職員指導の徹底、内部監査機能の強化により、日常の事務ミス発生防止や職員等による不正防止に努めています。また、コンピュータシステムは、一般社団法人しんきん共同センターを利用して日常業務を行っており、システムの安全管理には万全の体制で対応しております。

法令等遵守（コンプライアンス）の体制

基本方針	当金庫の役職員が社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等を遵守して責任ある健全かつ公正な金庫経営を行うことを目的として、行動綱領を制定しコンプライアンスの徹底に努めています。
運営体制活動状況	担当部署としてコンプライアンス室を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」に従ってコンプライアンス重視の企業風土の醸成のため、年間を通じてコンプライアンス研修等を実施しております。また、各部店にコンプライアンス責任者、担当者を配し、日常業務における法令等遵守状況を把握・チェックできる体制としております。
当金庫の勧誘方針について	当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。 「金融商品に係る勧誘方針」（抜粋） 1. 当金庫は、お客様の知識・経験・財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。 2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。 4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。 5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問合せください。
個人情報保護法への対応について	当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様からお預かりしている大切な個人情報については、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定し、その保護について法令等遵守に心がけ、大切に保管するよう各種の取組を行っております。なお、詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は2ページ参照）またはコンプライアンス室（電話：0766-82-8613）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山弁護士会（電話：076-421-4811）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室」にお尋ねください。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の利益を保護し、利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客様の信頼に応えてまいります。

1. 当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組を行っています。
2. 当金庫は、お客様への説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客様からのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるように努めてまいります。
4. 当金庫は、お客様の情報を適性かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱やお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫は、業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。

※本方針の「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとしている方」を意味します。

※本方針の「お客さまへの説明を要する全ての取引」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引をいいます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組を主導します。
2. 管理態勢
当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。
また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。
また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。
なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。
5. 疑わしい取引の届出
営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。
6. 経済制裁及び資産凍結の措置
取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。
9. 顧客からの理解促進
新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対し必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していきます。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- 本取組み方針及び金融円滑化管理規程の制定
- 本部、営業店に経営支援担当者を配置し、経営改善計画の策定やコンサルティング等を積極的に行い、取引先企業の経営改善を支援
- 職員にお客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、各種講座への派遣・通信講座の受講・庫内研修を実施
- 複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合等、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行う等、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化を実施
- 日本政策金融公庫高岡支店・富山支店と「業務提携・協力に関する覚書」の締結（加えて富山県信用保証協会とも連携、覚書の締結）
- 富山市・高岡市・射水市が主となり結成された創業支援事業者に当金庫も参加
- 射水市商工協議会主催の産学官金交流会に参加
- TKC北陸会と中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書を締結
- 北陸税理士会4支部と業務協力に関する連携協定を締結
- 富山県中小企業診断協会と業務連携協力に関する覚書を締結
- 国内最大級の事業承継M&Aサイトを運営する㈱トランビとビジネスマッチング契約を締結
- 投資業務及び事業承継M&A業務等を専門としている信金キャピタル㈱とM&A仲介業務に関する協定書を締結
- 経営改善等に関する業務支援を行うバンカーズアンドアソシエイツ㈱と業務委託契約を締結
- 地域産業の活性化等を目的とする一般社団法人地域未来創生機構と業務委託契約を締結
- 取引先のSDGsの取組みに関する支援を行うため、三井住友海上火災保険㈱と包括連携協定を締結
- 農林漁業者や食品加工・流通業者の利便性向上と業務の円滑化を図るため、㈱日本政策金融公庫と農林水産事業業務委託契約を締結
- 事業承継・M&Aへの取組み強化のため、株式会社日本M&Aセンターと協定書締結
- 事業承継・M&Aへの取組み強化のため、株式会社M&Aナビと協定書締結
- 人材ニーズにかかる支援強化のため、公益財団法人産業雇用安定センターと協定書締結
- 人材プラットフォーム「REVICareer」による人材ニーズにかかる支援強化のため、民間人材事業者のヒューレックス株式会社と情報提供に関する契約を締結

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

（1）ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

①創業・新事業への取組み

- ・実現可能性の高い創業・新事業に関する案件の発掘と実現化への支援や資金面でのバックアップにより、取引先企業の新事業展開などの支援を行います。
- ・射水市内で創業される方または新たな事業を開始される方を全面的にバックアップする取組みを強化し、積極的に地方創生に関与していきます。
- ・地元事業者と連携し、日本財団「わがまち基金」を活用した創業インキュベーション事業を2019年8

月に開始。創業者による創意工夫を引き出し、地域産業を牽引する新ビジネスの開発に繋がる事業を創出するための支援を積極的に展開していきます。

(具体的な取組み内容と成果)

■各営業店に配置した「創業・新事業支援担当者」による案件の発掘と融資支援

【創業先への融資件数】 7件

【新事業への融資件数】 2件

上記とは別に、創業・新事業者を継続支援している先が18先あり、今後も「創業・新事業支援担当者」により的確な支援を行いながら、全面的にバックアップしていきます。

■創業女性チーム「アイラーレ（富山県信用保証協会）」の活用

女性創業者や女性経営者等が気軽に相談できる窓口として富山県信用保証協会が運営している「創業女性チーム アイラーレ」の活用について、2先活用しました。今後も継続的に推進してまいります。

■地元事業者と連携し、日本財団「わがまち基金」を活用した創業インキュベーション事業を開始

【入居者数】 6事業者

【知って得する！創業とお金の相談会の開催】

○Switch IMIZU・日本政策金融公庫高岡支店との共催により、「創業とお金」をテーマにした相談会を実施しました。創業前後の方が抱える不安や悩みについて相談、グループに分かれて意見交換会を行い、参加者の方々から改めて創業相談を受け、継続的な支援につながりました。



②経営改善支援への取組み

- ・ビジネスマッチング等の機会を提供し、販路拡大や売上増進ならびに様々な経営課題解決につながるよう取引先の事業活動を側面から支援します。
- ・コンサルティング機能を積極的に発揮し、外部専門家や認定支援機関との連携により、中小企業等の経営改善、事業再生の取組みを支援します。
- ・中小企業等に対し、補助金や助成金、税制優遇等に関する無料個別相談会を中小企業診断士と連携し定期的に開催します。

(具体的な取組み内容と成果)

■ビジネスマッチング等の機会提供による取引企業の販路拡大や経営課題解決等への支援

- 東海地区信用金庫協会が主催する「しんきんビジネスフェア2025」に当金庫お取引先1先が出展致しました。
- 当金庫お取引先の「販路拡大」や「経営課題の解決等」に向け、当金庫お取引先と他行庫（県内外問わず）のお取引先とのビジネスマッチングを2件実施しました。
- 企業のニーズと大学・高専・研究機関等のシーズをマッチングすることで、新技術・新商品の事業化を支援するため、「産学金連携」によって当金庫お取引先1先を支援しました。
- 国の事業である「省エネお助け隊（中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費）」を活用し、事業者の光熱費等費用の削減を実現させる取組みとして、当金庫の取引先2先が活用しました。
- 信用金庫オリジナル情報誌「しんきん経営情報」のトップインタビュー記事に当金庫の取引先2先を掲載しました。
- 信金中央金庫の優先出資者に対する優待制度企画として実施している「2025年度優待カタログ事業」に当金庫お取引先1社（2商品）が応募。その内の1商品が優待カタログ掲載に採用され、当金庫お取引先の販路拡大に繋がる支援を行いました。

○事業者のSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組状況を外部専門家と協力し、「SDGs宣言書」の策定・公表するサービスを、当金庫の取引先1先支援しました。

■外部機関・外部専門家との連携による中小企業等の経営改善、事業再生の取組みを支援

専門のコーディネーターによる経営課題の分析、課題解決に向けた総合的・先進的経営アドバイスを受けるため、当金庫お取引先3先（相談回数3回）が「富山県よろず支援拠点」を活用しました。

■一般社団法人富山県中小企業診断協会と連携した無料経営相談会を開催

創業1～3年未満の事業者や、今後の事業計画が明確化していない事業者を対象とした「無料経営相談会（一般社団法人富山県中小企業診断協会連携）」を2025年11月4日に開催し、1先の事業者が相談に参加されました。

■富山県事業承継・引継ぎ支援センターならびに信金キャピタル株式会社と連携した事業承継支援

親族内継承、従業員・役員承継、第三者承継（M&A）等の事業承継を検討している当金庫お取引先1先に対し、富山県事業承継・引継ぎ支援センターならびに信金キャピタル株式会社を紹介し、事業承継等に向けた取組みを開始しました。

■当金庫が事業再生支援先として選定した事業者に対し、外部機関（外部専門家含む）との連携を強化するなどし、事業再生（ランクアップ）へ向け全面的にバックアップ

2025年度事業再生支援先は6先でした。今後もランクアップ実現に向けて支援してまいります。

■経営改善の取組みを必要とする事業者に対し、経営改善計画（早期経営改善計画含む）の策定を支援 事業者の経営改善・生産性向上の取組みを促進

2025年度においては、富山県中小企業活性化協議会へ持込み・支援したお取引先は2先あり、収益力の改善に向けた計画等策定に着手しています。

（2）事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

①担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み

・担保・保証に必要以上に依存することなく、企業の事業内容や成長可能性等を適切に評価し、融資や助言等を通じて企業の成長支援に努めます。

（具体的な取組み内容と成果）

■動産・債権譲渡担保融資や資本性借入金を活用し、新規融資の促進を図る

今後も、担保・保証に過度に依存しない融資等の取組みを推進すべく、積極的に動産・債権譲渡担保融資、ABL等を活用することを検討していきます。

■財務制限条項活用融資

今後も事業性評価融資に対応すべく、財務制限条項を活用した融資商品を検討していきます。

②企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等、人材育成への取組み

・企業への円滑な融資対応能力向上を目指して、目利き力等のスキルアップを図るために外部研修派遣、通信講座受講、庫内研修を行い、お取引先企業の支援や経営改善指導を的確に行える人材の育成に努めます。

(具体的な取組み内容と成果)**■外部研修への派遣**

【外部研修（北陸地区信用金庫協会主催）】

融資業務基礎講座やライフプラン提案力向上講座など14講座に16名が受講しました。

■庫内研修の実施

次長・支店長代理ならびに渉外担当者リーダーを対象とした地域企業経営人材マッチング促進事業に関連する研修を1回実施し、全職員を対象とした政策金利の上昇等に伴う金利上昇局面に関する研修を1回実施したことで、事業者支援の取組み強化を図るためのスキル向上に努めました。

③貸付条件の変更等の適切な対応

- ・中小企業金融円滑化法は終了いたしました。その後も対応方針は何ら変わりなく、お客さまからのお借入れに関する相談、お申込みについて真摯な対応に努めております。

4. 地域の活性化に関する取組み状況**■プロジェクトファイナンス案件に対し、地公体や商工団体、関係機関、他金融機関等と連携するとともに、将来の成長可能性（持続的な成長等）を視野に入れ、事業の育成・支援に積極的に取組む**

今後も継続して、地公体や商工団体、関係機関、他金融機関と全面的に連携し、地域全体の活性化が実現するような取組みに対し、積極的に関与していきます。

■「射水市まちづくりファンド」を活用し「まち」の賑わい向上に取組む

射水市の内川エリア（新湊地区）周辺における「まち」の賑わい向上に資するまちづくり事業を官民連携によって支援することを目的に、一般財団法人民間都市開発推進機構（MINTO機構）との共同出資により、2024年8月9日に「射水市まちづくりファンド（総額60百万円）」を設立致しました。尚、2025年度における投資実績は1件（累計2件）となりました。

また、2025年11月20日・21日に、信用金庫業界におけるマネジメント型まちづくりファンドの情報交換会を開催し、案件先の視察・取組内容の発表・意見交換等を行い、関係機関との連携体制の構築・強化を図りました。

**5. 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況**

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ◆ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ◆ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◆ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ◆ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◆ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ◆ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	2025年度
新規に無保証で融資した件数	221件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	56.23%
保証契約を解除した件数	14件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分計算書

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

(資産の部)	金 額		(負債の部)	金 額	
	2024年度	2025年度		2024年度	2025年度
現金	791	780	預金	87,114	83,864
預け金	21,260	19,870	当座預金	2,007	1,752
買入金銭債権	48	25	普通預金	30,001	29,937
有価証券	39,281	33,907	貯蓄預金	88	58
国債	6,790	1,626	通知預金	1,254	229
地方債	1,874	5,136	定期預金	51,471	49,809
社債	23,881	20,729	定期積金	1,908	1,744
株式	20	252	その他の預金	382	332
その他の証券	6,714	6,162	借用金	115	25
貸出金	28,412	31,378	借入金	115	25
割引手形	79	34	その他の負債	137	212
手形貸付	1,514	1,390	未決済為替借	20	17
証書貸付	26,001	28,813	未払費用	50	110
当座貸越	816	1,138	給付補填備金	0	1
その他の資産	669	686	未払法人税等	0	0
未決済為替貸	17	13	前受収益	4	7
信金中金出資金	505	505	払戻未済金	1	2
前払費用	0	0	払戻未済持分	0	0
未収収益	110	139	職員預り金	38	37
その他の資産	34	27	リース債務	10	21
有形固定資産	720	715	その他の負債	8	13
建物	231	220	賞与引当金	17	17
土地	442	442	退職給付引当金	71	31
リース資産	10	19	役員退職慰労引当金	78	37
その他の有形固定資産	35	32	睡眠預金払戻損失引当金	1	0
無形固定資産	14	10	偶発損失引当金	5	9
ソフトウェア	13	9	債務保証	26	8
その他の無形固定資産	1	1	負債の部合計	87,567	84,207
債務保証見返	26	8	(純資産の部)		
貸倒引当金	△ 1,059	△ 979	出資金	139	139
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,012)	(△ 940)	普通出資金	139	139
			利益剰余金	3,750	3,891
			利益準備金	139	139
			その他利益剰余金	3,611	3,752
			特別積立金	5,001	3,501
			(うち事務合理化積立金)	(80)	(80)
			(うち改築積立金)	(230)	(230)
			当期末処分剰余金	△ 1,389	251
			(又は当期末処理損失金(△))		
			会員勘定合計	3,890	4,031
			その他有価証券評価差額金	△ 1,289	△ 1,834
			評価・換算差額等合計	△ 1,289	△ 1,834
			純資産の部合計	2,600	2,196
資産の部合計	90,167	86,404	負債及び純資産の部合計	90,167	86,404

貸借対照表注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～39年
その他	3年～15年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産査定部署）が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は75百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（2015年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る事業年度末自己都合要支給額に、平均残存勤務期間に対応する割引率及び昇給率の各係数を乗じた額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2025年3月31日現在）	
年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△ 31,890百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合〔2025年3月分〕	0.0502%
-------------------------------	---------

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円[及び別途積立金95,415百万円]であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金9百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理上発生する固定資産に係る控除対象外消費税は、「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	979百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。	

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金

銭債権総額	51百万円
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はございません。	
17. 有形固定資産の減価償却累計額	1,293百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額	277百万円
19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	714百万円
危険債権額	649百万円
三月以上延滞債権	－百万円
貸出条件緩和債権	－百万円
合計額	1,364百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。	
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。	
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。	
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。	
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	
20. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は34百万円であります。	
21. 為替決済の取引の担保あるいは射水市の公金業務取扱いの担保として、有価証券2,400百万円及び200万円を差し入れております。また、信金中央金庫からの借入金の担保として、預け金500百万円を差し入れております。	
22. 出資1口当たりの純資産額	785円81銭
23. 金融商品の状況に関する事項	
（1）金融商品に対する取組方針	
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。	
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。	
（2）金融商品の内容及びそのリスク	
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。	
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。	
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リ	

スク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか業務推進部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、業務推進部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

（i）金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

（ii）為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

（iii）価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用会議の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

（iv）市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは共分散行列法（保有期間6カ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、2026年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で998百万円です。

なお、当金庫では、計測モデルが算出するVaRと実際の損失を比較するバックテスト（保有期間1日、

信頼区間99%、観測期間5年)を実施しており、計測手法の有効性を確認しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 預 け 金 (* 1)	19,870	19,328	△ 524
(2) 有 価 証 券	33,868	32,898	△ 970
満期保有目的の債券	8,397	7,427	△ 970
その他の有価証券	25,471	25,471	—
(3) 貸 出 金 (* 1)	31,378		
貸倒引当金 (* 2)	△ 979		
	30,398	30,011	△ 387
金 融 資 産 計	84,138	82,238	△ 1,899
(1) 預 金 積 金 (* 1)	83,864	83,890	26
(2) 借 用 金 (* 1)	25	24	△ 0
金 融 負 債 計	83,889	83,915	26

(* 1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金等の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項について

は25.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、固定金利によるもののみであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式 (* 1)	8
信金中央金庫出資金 (* 1)	505
そ の 他 の 証 券 (* 2)	30
合 計	543

(* 1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、市場価格がなく、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) その他の証券は、有限責任事業組合出資であり、その組合財産は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」があります。以下、28.まで同様であります。

売買目的有価証券

売買目的有価証券はございません。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	100	100	0
	その他	—	—	—
	小 計	100	100	0

時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	3,502	3,209	△ 293
	社 債	2,894	2,539	△ 355
	その他	1,900	1,578	△ 321
	小 計	8,297	7,326	△ 970
合 計		8,397	7,427	△ 970

(注) 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
 その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	95	91	4
	債券	200	200	0
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	200	200	0
	その他	1,518	1,337	180
	小 計	1,813	1,628	184
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	148	161	△ 12
	債券	20,794	22,662	△ 1,868
	国 債	1,626	2,107	△ 480
	地方債	1,633	1,702	△ 68
	社 債	17,534	18,852	△ 1,318
	その他	2,714	2,853	△ 139
	小 計	23,657	25,677	△ 2,019
合 計		25,471	27,306	△ 1,834

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。
 27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)
株式	122	11	5
債券	3,558	11	39
国 債	498	11	—
地方債	—	—	—
社 債	3,059	0	39
その他	194	5	—
合 計	3,875	28	45

28. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価の30%以上下落しており、直ちに回復すると認められる合理的な根拠がない場合をいいます。

29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,867百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,971百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注1)	513百万円
貸倒引当金	202百万円
退職給付引当金	9百万円
賞与引当金	4百万円
減価償却超過額	3百万円
その他	25百万円

繰延税金資産小計 759百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △513百万円

将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 △246百万円

評価性引当額小計 △759百万円

繰延税金資産合計 ー百万円

繰延税金負債

繰延税金負債合計 ー百万円

繰延税金資産の純額 ー百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2026年3月31日)

(百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	513	513
評価性引当額	—	—	—	—	—	△513	△513
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

31. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」

(2020年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	ー百万円
顧客との契約から生じた債権	0百万円
契約負債	ー百万円

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	1,029,848	1,055,753
資 金 運 用 収 益	782,782	878,804
貸 出 金 利 息	306,833	352,006
預 け 金 利 息	101,633	128,295
有価証券利息配当金	364,774	387,164
その他の受入利息	9,541	11,338
役 務 取 引 等 収 益	63,734	64,747
受入為替手数料	31,998	32,499
その他の役務収益	31,736	32,248
そ の 他 業 務 収 益	22,185	14,780
国債等債券売却益	20,742	11,440
国債等債券償還益	—	21
その他の業務収益	1,443	3,319
そ の 他 経 常 収 益	161,145	97,420
貸倒引当金戻入益	155,076	79,462
償却債権取立益	118	2
株式等売却益	4,925	17,317
その他の経常収益	1,025	638
経 常 費 用	2,712,866	909,469
資 金 調 達 費 用	70,543	182,643
預 金 利 息	69,708	181,408
給付補填備金繰入額	206	850
借 用 金 利 息	434	201
その他の支払利息	195	181
役 務 取 引 等 費 用	39,589	41,029
支払為替手数料	9,646	9,859
その他の役務費用	29,942	31,170
そ の 他 業 務 費 用	1,884,985	39,965
国債等債券売却損	—	39,841
国債等債券償還損	1,884,975	19
その他の業務費用	10	103
経 費	696,213	634,157
人 件 費	403,481	353,937
物 件 費	264,865	251,934
税 金	27,866	28,285
そ の 他 経 常 費 用	21,533	11,674
株式等売却損	2,872	5,411
その他資産償却	200	200
その他の経常費用	18,460	6,062
経 常 利 益 (又は経常損失(△))	△1,683,017	146,283

科 目	2024年度	2025年度
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	68	0
固 定 資 産 処 分 損	68	0
税 引 前 当 期 純 利 益 (又は税引前当期純損失(△))	△1,683,085	146,283
法人税、住民税及び事業税	712	712
法 人 税 等 調 整 額	83,500	—
法 人 税 等 合 計	84,212	712
当期純利益(又は当期純損失(△))	△1,767,298	145,571
繰越金(当期首残高)	377,846	105,942
当 期 末 処 分 剩 余 金 (又は当期末処理損失金(△))	△1,389,451	251,514

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額 52円57銭
3. 企業会計基準第29号「収益意識に関する会計基準」
(2020年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、64,633千円です。

3. 剰余金処分計算書

(単位：円)

	2024年度	2025年度
当 期 末 処 分 剩 余 金 (又は当期末処理損失金(△))	△1,389,451,824	251,514,059
繰越金(当期首残高)	377,846,665	105,942,793
当期純利益(又は当期純損失(△))	△1,767,298,489	145,571,266
積 立 金 取 崩 額	1,500,000,000	—
特別積立金(無目的)	1,500,000,000	—
剰 余 金 処 分 額	4,605,383	4,412,304
利 益 準 備 金	467,000	300,000
普通出資に対する配当金	(年3%)4,138,383	(年3%)4,112,304
繰越金(当期末残高)	105,942,793	247,101,755

会計監査人による監査

2025年6月18日開催の第102期通常総代会及び、2026年6月19日開催の第103期通常総代会で承認を得た、2024年度及び2025年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、穴田茂公認会計士・河村拓栄公認会計士の監査を受けております。

財務諸表の適正性に関する内部監査の有効性の確認

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2026年6月22日

新湊信用金庫

理 事 長 臼 田 克 己

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

○信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	670	714
危険債権	683	649
要管理債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
小 計 (A)	1,353	1,364
保 全 額 (B)	1,289	1,300
個別貸倒引当金 (C)	1,012	940
一般貸倒引当金 (D)	—	—
担保・保証等 (E)	276	359
保全率 (B) / (A) (%)	95.26	95.33
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	94.04	93.65
正 常 債 権 (F)	27,104	30,043
総 与 信 残 高 (A) + (F)	28,458	31,408

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
- 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(1) 売買目的有価証券

売買目的の有価証券はございません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	102	103	1	100	100	0
	そ の 他	200	200	0	—	—	—
	小 計	302	303	1	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	299	287	△ 12	3,502	3,209	△ 293
	社 債	2,603	2,465	△ 138	2,894	2,539	△ 355
	そ の 他	2,200	1,972	△ 227	1,900	1,578	△ 321
	小 計	5,103	4,724	△ 378	8,297	7,326	△ 970
合 計		5,405	5,027	△ 377	8,397	7,427	△ 970

- (注) 1. 時価は、期末時における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	95	91	4
	債 券	1,206	1,200	6	200	200	0
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	302	300	2	—	—	—
	社 債	904	900	3	200	200	0
	そ の 他	1,487	1,332	155	1,518	1,337	180
	小 計	2,694	2,532	161	1,813	1,628	184
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	12	17	△ 5	148	161	△ 12
	債 券	28,334	29,676	△ 1,342	20,794	22,662	△ 1,868
	国 債	6,790	7,108	△ 317	1,626	2,107	△ 480
	地 方 債	1,271	1,297	△ 25	1,633	1,702	△ 68
	社 債	20,272	21,271	△ 999	17,534	18,852	△ 1,318
	そ の 他	2,797	2,900	△ 103	2,714	2,853	△ 139
	小 計	31,144	32,595	△ 1,451	23,657	25,677	△ 2,019
合 計		33,838	35,128	△ 1,289	25,471	27,306	△ 1,834

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末時における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(4) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	8	8
信金中央金庫出資金	505	505
そ の 他 の 証 券	30	30
合 計	543	543

金銭の信託

該当する取引はございません。

規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引）

該当する取引はございません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

◎貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	151	46	—	151	46
	2025年度	46	38	—	46	38
個別貸倒引当金	2024年度	1,105	1,012	43	1,062	1,012
	2025年度	1,012	940	0	1,012	940
合 計	2024年度	1,257	1,059	43	1,214	1,059
	2025年度	1,059	979	0	1,058	979

貸出金償却の額

◎貸出金償却額

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
貸 出 金 償 却	—	—

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法等を規程で定めております。

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（単位：百万円）

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	55

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です（期中退任者及び期中に理事に就任したものも含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」44百万円、「賞与」5百万円、「退職慰労金」5百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与の額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるものはいませんでした。

自己資本の充実の状況

「自己資本比率」は、国内基準（４％）を大きく上回っています。

今年度の自己資本比率は**11.17%**となりました。国内基準（４％）を大きく上回る高い水準を維持しています。

自己資本比率は、「金融機関の安全性」を示す指標といわれ、一般的にこの比率が高いほど財務体質が強固で、安全性・健全性が高いといえます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (4,064百万円)}}{\text{信用リスク・アセット額 (34,247百万円) + オペリスク相当額 ÷ 8\% (2,113百万円)}} \times 100 = \underline{\underline{11.17\%}}$$

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	3,885	4,027
うち、出資金及び資本剰余金の額	139	139
うち、利益剰余金の額	3,750	3,891
うち、外部流出予定額 (△)	4	4
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	51	47
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	51	47
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,937	4,075
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	14	10
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	10
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	14	10
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	3,922	4,064
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	33,695	34,247
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	△ 3,968
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,107	2,113
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	35,802	36,361
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.95%	11.17%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第21号）」に基づき算出してあります。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出してあります。

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	33,695	1,347	34,247	1,369
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	33,695	1,347	34,247	1,369
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	300	12	300	12
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	50	2	40	1
地方三公社向け	59	2	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,794	271	6,236	249
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,624	224	5,216	208
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	15,197	607	14,118	564
特定貸付債権向け	48	1	25	1
中堅中小企業等向け及び個人向け	706	28	872	34
トランザクター向け	49	1	50	2
不動産関連向け	6,342	253	9,078	363
自己居住用不動産等向け	1,079	43	1,020	40
賃貸用不動産向け	2,998	119	4,058	162
事業用不動産関連向け	985	39	839	33
その他不動産関連向け	1,279	51	3,160	126
ADC向け	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	1,400	56	1,950	78
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	180	7	245	9
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	33	1	29	1
取立未済手形	3	0	2	0
信用保証協会等による保証付	289	11	272	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	122	4	1,289	51
上記以外	2,214	88	3,739	149
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	250	10
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	818	32	805	32
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	280	11	1,801	72
上記以外のエクスポージャー	865	34	882	35

②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—	—
	ルック・スルー方式	—	—	—	—
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
	蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
	フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—
④未決済取引				—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	△ 3,968	△ 158
⑥CVAリスク相当額を八%で除して得た額（簡便法）		—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額		2,107	84	2,113	84
B I		1,405		1,409	
B I C		168		169	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）		35,802	1,432	36,361	1,454

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

2. 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		2024年度	2025年度
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度		
国 内	87,216	84,626	28,439	31,386	33,882	29,360	—	—	1,351	1,361
国 外	5,300	4,600	—	—	5,300	4,600	—	—	—	—
地 区 別 合 計	92,517	89,226	28,439	31,386	39,183	33,960	—	—	1,351	1,361
製 造 業	10,571	8,925	3,353	3,285	7,199	5,499	—	—	377	331
農 業、林 業	29	33	29	33	—	—	—	—	—	—
漁 業	295	320	295	320	—	—	—	—	288	288
鉱業、採石業、砂利採取業	499	499	—	—	499	499	—	—	—	—
建 設 業	2,637	2,158	1,437	1,227	1,199	899	—	—	224	261
電気・ガス・熱供給・水道業	3,552	3,414	352	314	3,200	3,100	—	—	—	—
情 報 通 信 業	925	962	17	14	900	900	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	2,665	2,566	765	646	1,900	1,900	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	4,816	5,003	2,916	3,104	1,900	1,899	—	—	102	114
金 融 業、保 険 業	34,862	32,274	3,720	3,920	9,200	7,799	—	—	—	—
不 動 産 業	7,886	9,246	4,849	6,309	1,800	1,700	—	—	—	—
物 品 質 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	35	27	35	27	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	294	312	294	312	—	—	—	—	0	1
生活関連サービス業、娯楽業	580	635	380	335	200	300	—	—	—	—
教育、学習支援業	8	5	8	5	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	193	266	193	266	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	896	1,246	896	1,092	—	—	—	—	210	206
国・地方公共団体等	15,435	14,976	4,251	5,514	11,182	9,462	—	—	—	—
個 人	4,639	4,654	4,639	4,654	—	—	—	—	147	157
そ の 他	1,690	1,694	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	92,517	89,226	28,439	31,386	39,183	33,960	—	—	1,351	1,361
1 年 以 下	15,965	11,238	4,111	3,968	8,227	2,241	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	16,051	14,209	4,813	4,971	6,338	4,938	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	11,344	12,889	4,006	4,427	6,717	8,402	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	7,742	7,790	2,542	2,617	5,200	4,573	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	12,846	16,101	2,750	3,691	5,296	7,909	—	—		
10 年 超	17,986	17,806	8,254	9,581	7,402	5,894	—	—		
期間の定めのないもの	10,580	9,189	1,961	2,129	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	92,517	89,226	28,439	31,386	39,183	33,960	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ◎貸倒引当金内訳」に詳しく掲載しております。(25ページを参照願います。)

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業	425	310	310	231	－	0	425	310	310	231	－	－
農 業 、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	240	240	240	241	－	－	240	240	240	241	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	171	165	165	162	－	－	171	165	165	162	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	48	59	59	59	0	－	58	59	59	59	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	41	－	－	－	41	－	－	－	－	－	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	107	167	167	166	－	－	68	167	167	166	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	70	69	69	79	1	－	68	69	69	79	－	－
合 計	1,105	1,012	1,012	940	43	0	1,062	1,012	1,012	940	－	－

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	791	－	791	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,285	－	8,285	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	6,250	1,270	6,250	127	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	300	－	300	－	300	100%
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	500	－	500	－	50	10%
地方三公社向け	299	－	299	－	59	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	29,167	－	29,167	－	6,794	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	24,965	－	24,965	－	5,624	23%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	28,110	1,173	27,834	108	15,197	54%
特定貸付債権向け	48	－	48	－	48	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,609	8,285	1,494	160	706	43%
トランザクター向け	－	6,961	－	131	49	38%
不動産関連向け	8,608	－	8,596	－	6,342	74%
自己居住用不動産等向け	3,100	－	3,071	－	1,079	35%
賃貸用不動産向け	3,262	－	3,255	－	2,998	92%
事業用不動産関連向け	935	－	934	－	985	105%
その他不動産関連向け	1,309	－	1,308	－	1,279	98%
A D C 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	1,400	－	1,400	－	1,400	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	257	2	257	0	180	70%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	33	－	33	－	33	100%
取立未済手形	17	－	17	－	3	20%
信用保証協会等による保証付	2,892	4	2,892	0	289	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	122	－	122	－	122	100%
合 計					31,481	

(注) 1. 「CCF」とはオフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額で除して算出した値のことです。

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2025年度					
現金	780	－	780	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,257	－	3,257	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	11,022	1,400	11,022	140	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	300	－	300	－	300	100%
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	400	－	400	－	40	10%
地方三公社向け	200	－	200	－	40	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	27,576	－	27,576	－	6,236	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	23,675	－	23,675	－	5,216	22%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	25,765	1,145	25,460	84	14,118	55%
特定貸付債権向け	25	－	25	－	25	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,871	8,324	1,747	170	872	45%
トランザクター向け	－	7,120	－	131	50	38%
不動産関連向け	9,521	－	9,455	－	9,078	96%
自己居住用不動産等向け	2,992	－	2,949	－	1,020	35%
賃貸用不動産向け	4,365	－	4,347	－	4,058	93%
事業用不動産関連向け	808	－	806	－	839	104%
その他不動産関連向け	1,355	－	1,351	－	3,160	234%
A D C 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	1,300	－	1,300	－	1,950	150%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	278	2	278	0	245	88%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	29	－	29	－	29	100%
取立未済手形	13	－	13	－	2	20%
信用保証協会等による保証付	2,726	2	2,726	0	272	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	515	－	515	－	1,289	250%
合 計					34,477	

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	試算の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	791	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,285	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	6,377	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	299	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	23,355	-	3,612	-	-	-	600	-	-	1,600	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	21,853	-	1,512	-	-	-	-	-	-	1,600	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	100	-	5,100	-	-	-	-	-	-	-	-	14,899	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	131	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	131	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	207	100	309	-	123	-	143	-	201	225	-	301	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	207	100	242	-	-	-	143	-	-	225	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	67	-	123	-	-	-	201	-	-	229	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	202	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	2,893	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	15,454	3,493	-	28,980	100	3,922	-	123	-	743	-	332	16,928	-	301	-

(単位：百万円)

	試算の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	791
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,285
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,377
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	300	-	-	-	-	-	-	-	-	300
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	500
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	299
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,167
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,965
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	500	-	-	5,972	-	-	1,371	-	-	-	-	-	-	-	-	27,943
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	48
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1,318	-	-	-	-	205	-	-	-	-	-	-	-	-	1,655
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	131
不動産関連向け	2,167	194	-	-	186	-	-	2,438	726	-	-	4	1,236	-	-	8,569
自己居住用不動産等向け	2,151	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,071
賃貸用不動産向け	-	194	-	-	-	-	-	2,438	-	-	-	-	-	-	-	3,255
事業用不動産関連向け	16	-	-	-	186	-	-	-	726	-	-	4	-	-	-	934
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,236	-	-	1,308
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,400	-	-	-	1,400
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	51	-	-	-	257
自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	-	-	-	-	-	-	33	-	-	-	-	-	-	-	-	33
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,893
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	121	-	-	122
合 計	2,667	1,512	-	5,972	186	-	1,915	2,438	726	-	-	1,455	1,358	-	-	88,614

(単位：百万円)

	試算の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2025年度															
現金	780	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,257	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	11,162	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	22,163	-	4,412	-	-	-	200	-	-	800	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	20,463	-	2,412	-	-	-	-	-	-	800	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	100	-	5,915	-	-	-	-	-	-	-	-	11,399	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	1,052	-	-	-	-	-	-	-	96	9	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	34	-	-	-	-	-	-	-	96	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	1,666	49	324	-	82	-	36	-	211	562	-	408	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1,666	49	162	-	-	-	36	-	-	562	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	161	-	82	-	-	-	211	-	-	293	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	114	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	160	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	2,726	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	15,199	3,226	-	31,015	49	4,736	-	82	-	236	-	308	12,933	-	408	-

(単位：百万円)

	試算の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2025年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	780
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,257
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,162
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	300	-	-	-	-	-	-	-	-	300
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,576
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,675
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	400	-	5,360	-	-	2,368	-	-	-	-	-	-	-	-	25,545
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	25
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	583	-	-	-	-	176	-	-	-	-	-	-	-	-	1,918
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	131
不動産関連向け	490	228	-	-	206	-	-	3,369	582	-	-	-	1,236	-	-	9,455
自己居住用不動産等向け	472	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,949
賃貸用不動産向け	-	228	-	-	-	-	-	3,369	-	-	-	-	-	-	-	4,347
事業用不動産関連向け	17	-	-	-	206	-	-	-	582	-	-	-	-	-	-	806
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,236	-	-	1,351
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,300	-	-	-	1,300
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	100	-	-	-	278
自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	-	-	-	-	-	-	29	-	-	-	-	-	-	-	-	29
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,726
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	515	-	-	515
合 計	490	1,212	-	5,360	206	-	2,888	3,369	582	-	-	1,400	1,752	-	-	85,459

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

2024年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40 %未満	54,561	1,721	10%	54,722
40 %～70 %	19,013	6,592	10%	19,086
75 %	1,290	1,216	10%	1,199
80 %	—	—	—	—
85 %	6,107	647	13%	5,970
90 %～100 %	1,888	555	10%	1,856
105 %～130 %	3,172	—	0%	3,165
150 %	2,555	2	10%	2,555
250 %	1,458	—	0%	1,458
400 %	—	—	—	—
1,250 %	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	90,047	10,735	10%	90,015

(単位：百万円、%)

2025年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40 %未満	54,149	1,815	10%	54,309
40 %～70 %	14,317	6,772	10%	14,375
75 %	1,300	1,109	10%	1,212
80 %	—	—	—	—
85 %	5,556	546	10%	5,360
90 %～100 %	4,311	629	10%	4,283
105 %～130 %	3,958	—	0%	3,951
150 %	2,601	2	10%	2,601
250 %	2,052	—	0%	2,052
400 %	—	—	—	—
1,250 %	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	88,247	10,875	10%	88,148

(注)「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	791	772	3,198	3,295	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

4. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ. 投資家の場合

該当ございません。

5. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	134	134	365	365
非上場株式等	544	—	544	—
合 計	679	134	910	365

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
売 却 益	4	17
売 却 損	2	5
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	△ 5	△ 7

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	—	—

6. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

7. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	2,302	2,332	195	259
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	—	—	△ 145	△ 246
3	ス テ ィ ー プ 化	1,799	1,771		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇	206	249		
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	2,302	2,332	195	259
		2024年度		2025年度	
8	自 己 資 本 の 額	3,922		4,064	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客様からお預かりしている出資金で調達しております。その他、金融機能強化法の改正に伴い、資本調達手段が多様化したので万一の資本不足に備えて優先出資が発行できるよう定款変更を行い、2009年6月の通常総代会において定款の一部変更の承認を得ております。

なお、優先出資の発行にあたっては内閣総理大臣の認可を得て行なうこととなっております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行ってきており、自己資本の充実度は、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保持していると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの利益計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による資本の積み上げを第1義的な施策としております。

3. 信用リスクに関する項目

信用リスクとは、取引先の財務状況が悪化し、融資の回収（元金や利息）が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。

（1）リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最も重要なリスクと認識し、与信業務の基本的な理念や手続等を融資業務関連の各種規定の中で定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価については、当金庫では、厳格な自己査定を実施しているほか、信用リスクの計量化に向けてインフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会や理事会に報告する体制としております。

貸倒引当金は、「資産査定要領」による厳格な自己査定のうえ、「償却・引当金計上基準」に基づき、一般貸倒引当金は債務者区分ごとに計算された貸倒実績率に基づき予想損失額を算定し、個別貸倒引当金は優良担保等を除いた未保全額に対して算定しております。それぞれの結果については、独立監査人による監査を受けるなど適切な計上に努めております。

（2）リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者ごとの掛目のこと

です。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。標準的手法を採用する金融機関は、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の定めたリスク・ウェイトを使用することになります。

当金庫は標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、次の4社の格付をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- ・ 格付投資情報センター
- ・ 日本格付研究所
- ・ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により削減額を資産から控除し、リスク・アセット額を軽減する手法のことです。

当金庫では、以下の方法を採用しています。

（1）適格金融資産担保

定期預金、定期積金を担保とする貸出金について、担保額をリスク削減額としています。

担保額は、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲以内としています。なお、お客様から担保をいただく際には、説明義務を果たす一方、融資に際しては過度に担保に依存しない審査に努めております。

（2）保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

具体的には、政府保証債等がこれにあたります。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引としてクワンスワップ取引、為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引等があります。

当金庫は、派生商品取引や長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化させることです。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されます。

当金庫は、投資家として有価証券投資の一環として取扱っております。

リスクの認識については、裏付資産の状況、適格格付機関の格付情報等により把握し、「リスク管理委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じて「常勤理事会」や「理事会」に報告し、適切なリスク管理に努めております。

当該証券投資における信用リスク・アセットの判定にあたっては、前記3の「信用リスクに関する項目」の(2)「リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関」と同じです。

当該証券投資の取引にあたっては、「余裕資金運用基準」に基づき適正に運用・管理を行っております。また、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務基準」に従った適切な処理を行っております。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクをいい、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、事務リスクとシステムリスクについて特に重要度の高いリスクであると認識し、リスク管理委員会で管理しています。事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータシステムやネットワークシステムにおける誤処理や災害、不正使用等により損失を被るリスクをいいます。

(1) 事務リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、常に事務リスクの把握に努め、内部規程等の整備や事務指導により厳正な事務管理を行うことを基本方針としております。多様化、複雑化する業務に対応し想定される事務リスクを回避するため、随時、各種規程等の見直しを行うとともに事務指導を強化しております。

(2) システムリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて、適切に管理する体制を整備することを基本方針としております。業務のIT化が進展するなか、コンピュータシステムやネットワークシステムは金庫の業務運営に欠かせない存在

となっています。したがって、システムの誤作動や不正使用などが発生した場合には、お客様からの信用の失墜により経営に重大な影響を与えることとなります。こうした認識のもと、「情報資産保護に関する基本方針」を策定し、リスク管理委員会において適切な管理を行っています。

(3) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

当金庫の2026年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、169百万円となりました。

8. 株式等エクスポージャーに関する事項

株式や株式関連投資信託等に係る運用については、当金庫の経営体力や管理能力に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

保有する株式等には、市場価格等の変動により資産価値が減少し損失を被るリスク（価格変動リスク）が伴います。当金庫では、上場株式については日々時価により、また非上場株式については財務諸表に基づく評価を適宜実施するなど、内部管理規程に基づき適正な運用管理を行っています。

価格変動に伴う予想損失額については、上場株式や投資信託はVaRで算出される計数により算定し、金利リスクと併せて定期的に常勤理事会に報告するほか、リスク管理委員会に報告し、統合的なリスク管理の検討資料としております。

なお、当該取引における会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) 「リスク管理の方針及び手続の概要」

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っています。

② リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、△EVE、VaR（信頼水準99%、保

有期間6か月、観測期間5年間）を用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。将来収入への影響については、 ΔNII を用いています。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、常勤理事会及びリスク管理委員会に諮り、金利リスクの削減や運用ポジションの変更を行うこととしています。

③金利リスク計測の頻度

有価証券の金利リスクはVaRで日々計測を行い、また ΔEVE 及び ΔNII は月末基準日で毎月計測を行っています。それぞれの計測結果については、常勤理事会及びリスク管理委員会に毎月報告を行っています。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫では、デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引等）などによる金利リスク削減取引は行っていません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減します。

（2）「金利リスクの算定手法の概要」

開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 並びに信用金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金の50%相当額をコア預金と考え、最長満期は5年、平均満期は2.5年としています。コア預金に割り当てられない流動性預金は残存年数を0年と考えています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨間の相関は考慮せずに、正の値の通貨のみを単純に合算しています。

⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と割引金利に与える金利ショック幅を同一と見なしており、相関やスプレッドは考慮していません。

⑦内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルはコア預金モデル以外には使用していません。（コア預金モデルは金融庁が定める保守的な前提を使用しています。）

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

金利リスクに関する事項については定義、計測方法に変更はありません。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

ΔEVE 及び ΔNII の計算は再評価法で計測しています。再評価法とはイールドカーブ変化前後の経済価値や利息収入を計算し、その差額を金利リスクとする方法です。

（3）自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

当金庫では、市場環境が激変し重大な影響を及ぼしうる事象が発生した時の損失額、及び自己資本への影響を確認・検証するため、定期的にストレス・テストを実施し常勤理事会及びリスク管理委員会に報告を行っています。その際、金利ショックとして、過去実際に起こった各種ストレスシナリオ（ブラックマンデー、資金運用部ショック、VaRショック等）において算出された損失額、ストレス後の自己資本比率をシミュレーションし、自己資本の充実度の評価を行っています。

②金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE と大きく異なる点）

当金庫では、 ΔEVE 及び ΔNII の他にVaR（共分散行列法、保有期間6か月、信頼区間99%、観測期間5年）を用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定するとともに、価格変動リスクや為替リスクの影響も考慮しています。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されています。当金庫では、定期的にバックテストを実施することでVaRの妥当性を検証し、計測手法の有効性を確認することでこのような問題点を解決しています。

1. 総代会制度について

総代会制度と機能について

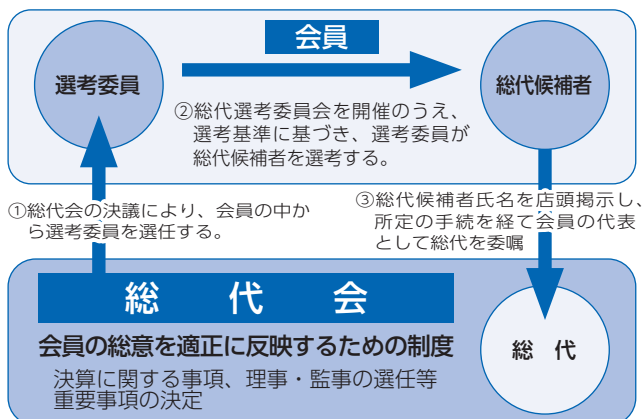
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は70人以上100人以内で、選任区域毎に会員数の割合に応じて総代定数を定めております。
- なお、2026年3月31日現在の会員数は、6,091名です。

【選任地区別の会員数】

(2025年2月末日現在)

選任地区	会員数(人)	構成比(%)	総代定数(人)
1区	974	16.3	14
2区	895	15.0	13
3区	1,121	18.8	16
4区	1,434	24.0	20
5区	1,543	25.9	22
	5,967	100.0	85

(2) 総代の選任方法

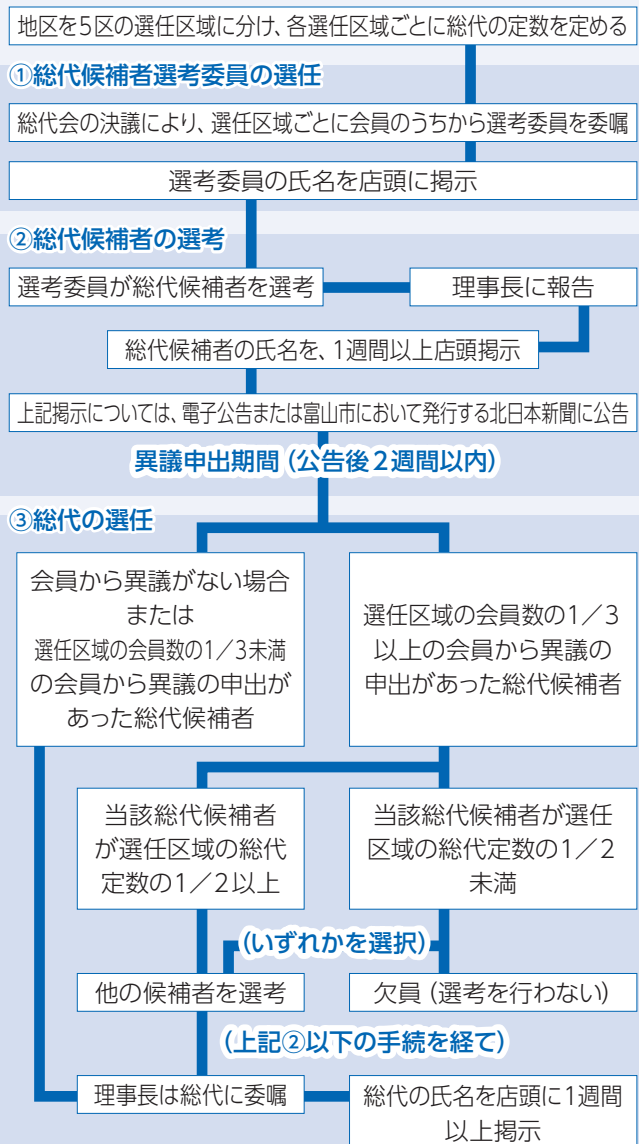
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任します(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代候補者選考基準

- ①資格要件
当金庫の会員であること
- ②適格要件
総代の選考時、年齢が75歳未満の者
総代として相応しい見識を有し、良識を持って判断できる者
人格にすぐれ、金庫の理念、使命を十分に理解している者
その他総代選考委員が適格と認めた者

<総代が選任されるまでの手続について>



(3) 総代の氏名 (85名) (お名前は五十音順敬称略)

第1区 (14名)	一 守 洋③	中 野 岳⑧	西 井 俊 之③	炭 元 伸 彦①
石 井 廣 司⑪	加 門 哲 夫③	野 村 賢 政⑪	原 田 義 夫③	竹 林 勝 義⑪
石 灰 憲 夫⑮	小 杉 一 彦③	林 勇 司⑤	姫 野 拓 雄③	富山土石協業組合⑮
越 後 正④	酒 井 恒 雄③	堀 田 委 令①	藤 岡 啓 一④	林 省 次⑤
大 浜 晴 彦⑧	三 箇 洋⑧	本 郷 勝 士②	分 家 一 嘉⑧	林 哲 朗③
門 嶋 勇⑧	竹 内 一 人①	八 嶋 合 名 会 社⑧	牧 田 拓⑧	針 山 英 和⑤
北 山 剛⑧	田 代 拓 矢③	米 田 大 樹②	宮 袋 稔 大②	福 田 剛 平③
新 川 篤 志①	野 村 良 範⑨	鷺 北 昭 雄⑧	明 裕 之④	藤 澤 善 寿④
棚 辺 喜 一⑦	二 口 弘 一⑦	第4区 (20名)	四 柳 慎 二⑩	本 多 憲 昭⑧
津 幡 真 一④	矢 野 正 人②	荒 木 一 義②	和 田 格⑦	前 川 政 光⑮
永 野 康 己⑦	第3区 (16名)	石 灰 一 友②	第5区 (22名)	松 原 隆 治⑨
宮 島 伊 佐 夫②	石 灰 治 一⑮	今 牧 繁⑧	石 橋 弘 行④	森 弘⑩
明 尚 志⑤	石 橋 武 司⑧	岩 井 要 二 郎⑤	石 橋 正 好⑥	山 辺 雅 英③
森 浩 一⑨	射水ケーブルネットワーク㈱④	下 保 隆④	押 川 実 恵③	渡 孝 志⑥
四 方 正 治⑬	越 後 嘉 一③	北 川 保 博⑤	鍛 冶 功 一⑧	(定員85名)
第2区 (13名)	川 口 利 昭⑤	笹 谷 幸 子⑥	金 原 和 武①	
石 黒 誠⑨	児 玉 治④	笹 谷 隆 吉⑧	窪 田 政 三③	
石 灰 敬③	高 木 茂 治①	新 川 則 明⑨	島 英 輔①	
板 谷 達 也③	釣 谷 逸 郎②	中 田 繁 吉⑥	鈴 木 洋 一⑪	

注1：氏名の掲載については個人情報保護法に基づく同意を得ております。
注2：氏名の後の数字は総代への就任回数です。(2026年6月19日現在)

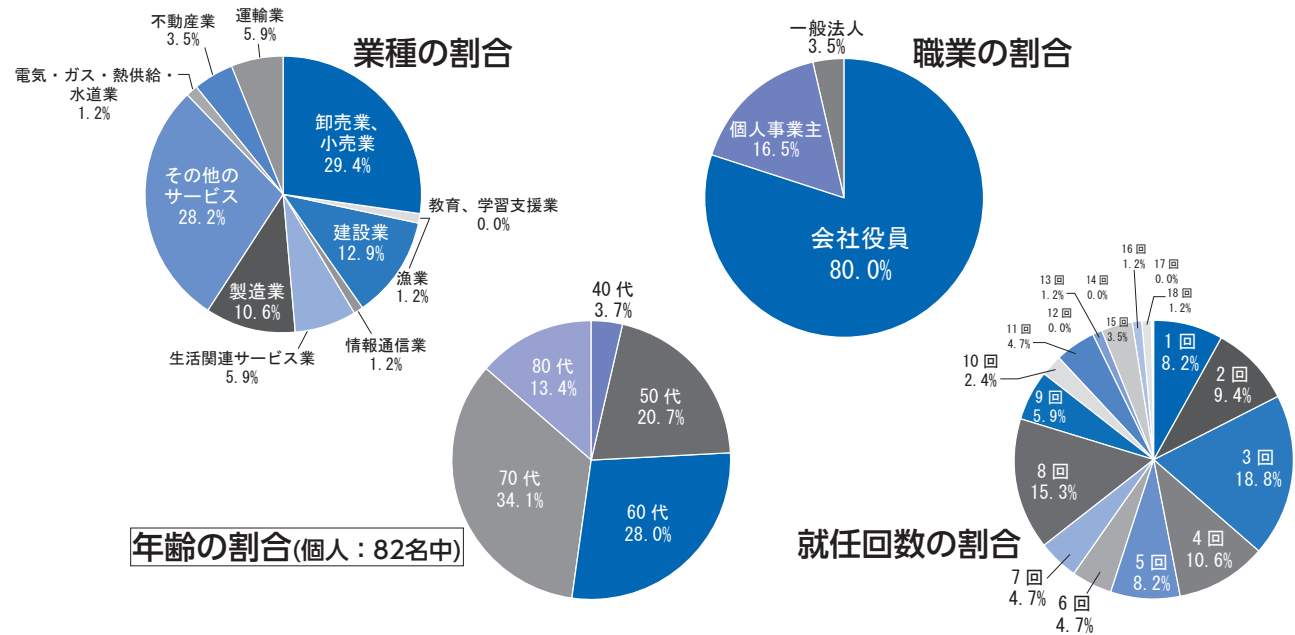
3. 第103期通常総代会の決議事項

2026年6月19日開催の第103期通常総代会において、以下の議案が原案の通り承認可決されました。

- 報告事項
 - 1. 第103期 業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分案承認の件
 - 第2号議案 監事1名選任の件
 - 第3号議案 退任監事に対し退職慰労金贈呈の件

4. 総代会に係る開示充実に関する施策について

(現在の総代人数：85人)





新湊信用金庫 S D G s 宣言



新湊信用金庫は、協同組織の基本理念である「相互扶助の精神」、並びに「地域産業の繁栄育成」と「市民生活の向上に奉仕する」という当金庫の基本方針のもと、金融サービスの提供を通じて地域社会の発展に取り組んでおります。

このような取組みは、国連が提唱する S D G s（持続可能な開発目標）の趣旨に通じるものであり、当金庫は、今後も事業活動を通じて S D G s の達成に貢献し、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。



新湊信用金庫 S D G s の重点項目と取組み事例

地域経済の持続的発展



- ・地域の事業者、個人の方への円滑な資金供給
- ・便益のある安全な金融商品と決済サービスの提供
- ・課題解決支援への取組み
- ・インキュベーション施設を活用した創業支援
- ・個別商談会等の実施による販路拡大支援
- ・補助金申請支援への取組み

地域社会への貢献



- ・射水市と連携した地域活性化事業への取組み
- ・子育て支援への取組み
- ・高齢の方や、障がいのある方へのサービス向上への取組み
- ・金融サービスの利便性向上への取組み
- ・地域の清掃活動の実施、献血運動への参加

人材育成の強化



- ・信用金庫職員としての人間力とスキル向上への取組み
- ・働き方改革を通じたワーク・ライフ・バランス実現への取組み
- ・働きがいのある職場づくりへの取組み
- ・女性活躍の推進

当金庫の地域貢献活動

《Face to Face で地域社会と積極的に関わっていきます》

当金庫は、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繫栄のお手伝いをするとともに、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、地域貢献活動に積極的に取り組んでおります。

■射水市まちづくりファンドの進捗

当金庫とMINTO機構の共同出資により、射水市の内川エリア周辺（新湊地区）における「まち」の賑わい向上に資する事業を官民連携によって支援することを目的に設立した「射水市まちづくりファンド」を活用し、今年新たに1つの事業者が内川エリア周辺に出店しました。

2024年8月の設立以来、累計で2先がファンドを活用しています。



■使用済み切手などをボランティア団体に寄贈（2025年5月2日）

社会貢献活動の一環として、毎年6月15日の信用金庫の日に合わせて、県内7信用金庫共同で地域の皆様のご協力で収集された切手等を公益社団法人「スコレ家庭教育振興協会北陸スクール」に寄贈しています。

使用済み切手は買い取り業者やコレクターに買い取られ、得られた収益金が社会貢献活動に充てられます。



■役職員による海王丸パーク周辺の清掃活動（2025年6月7日）

「しんきんクリーン作戦」を実施しました。本活動は地域の清掃活動として20年以上継続して行われており、2025年度は海王丸パーク内および新湊漁港周辺の歩道のごみ拾いのほか、周辺道路のカーブミラー清掃を行い、地域の環境保護に協力しました。



■がん検診受診率向上にむけた取り組み（2025年9月1日～9月30日）

富山県と「富山県におけるがん対策の推進に関する協定」を締結している県内企業との協働により、がん検診受診率向上に向けた普及啓発活動を実施しました。

営業店窓口でのリーフレットの配布や、渉外係の営業車のドア部分にマグネットの広告を貼付し、がん検診の受診促進の活動に協力しました。



■ボランティア活動推進富山県民会議会長表彰（企業の部）（2025年10月7日）

第37回富山県民ボランティア・NPO大会において、当金庫の長年の社会貢献（清掃活動・生涯学習団体への寄贈・創業支援・被災地支援等）への取り組みに対し、「ボランティア活動推進富山県民会議会長表彰（企業の部）」をいただきました。



■曳山・築山行事のユネスコ無形文化遺産登録記念、寄付金付定期預金を発売（2026年1月5日～2026年5月29日）

2025年12月11日に新湊地区の放生津八幡宮祭「曳山・築山行事」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。同行事が後世に受け継がれていくことの一助となって欲しいとの想いから、預金総額の0.05%相当の金額を「曳山・築山行事保存会」へ寄付させていただく記念預金商品を発売しました。



■富山支店内に「新湊文庫」を常設

富山支店では、同店協力会の皆様のご協力により、地域の方々に本と触れ合う場を提供するため、多くの書籍を揃え「新湊文庫」として常設しています。



社会福祉向上への取組み ～障がい者の方および高齢者の方への対応～

■老眼鏡の設置

窓口到老眼鏡を設置しています。



■封筒の点字サービス

当金庫から郵送する封筒には「金庫名」を点字するサービスを行っています。

■杖ホルダーの設置

杖をご利用される方などへの利便性向上のため、窓口のカウンターやATMコーナーに杖ホルダーを設置しています。



■コミュニケーションボードの設置

耳の不自由な方などのために、窓口コミュニケーションボードを設置しています。



■音声式対応ATMの設置

ATMには音声案内用ハンドセットが付属されており、操作手順を音声により確認できます。



■多目的トイレの設置

中曽根支店では、車いすの方や高齢の方、お子様連れの方など、多様な方が利用可能な多目的トイレを設置しています。



■電話リレーサービスへの対応

耳の不自由な方等が電話による意思疎通を行いたい場合に、手話通訳者等が通訳オペレーターとして介することで、耳の不自由な方等と当金庫との意思疎通を可能とする「電話リレーサービス」に対応しています。

詳しくは当金庫ホームページをご確認ください。

預金商品のご案内

種 類		内 容	お預入金額	期 間
総 合 口 座		「貯める」「支払う」「借りる」のくらしに便利な機能を一冊の通帳にセットした預金です。公共料金等の自動支払いや年金・給与の自動受取りがご利用できます。キャッシュカードがご利用できます。	1円以上	自 由
	普 通 預 金	自動融資がセットされていますので、お預け入れ定期預金残高の90％、最高200万円までご融資が受けられます。	初回 1,000円以上	自動継続扱い
	定 期 預 金			
当 座 預 金		商取引の決済等に、小切手・手形をご利用いただくための預金です。	1円以上	自 由
普 通 預 金		いつでもお預け入れ、お引き出しができるほか、公共料金やクレジット代金等の自動支払い、年金・給与の自動受取りがご利用できます。キャッシュカードがご利用できます。	1円以上	自 由
無利息型普通預金 (決 済 用 預 金)		普通預金と同様の機能を持っています。利息は付きませんが、預金保険制度によりこの預金の全額が保護されます。	1円以上	自 由
貯 蓄 預 金		30万円型と10万円型の2種類あり、基準残高以上でより有利な利息が付きます。自動受取口座や自動支払口座の指定はできません。	1円以上	自 由
通 知 預 金		まとまった余裕資金の短期間の運用に適しています。	10,000円以上	7日間据置
納 税 準 備 預 金		納税資金をご準備、お支払いいただくための預金です。お利息に税金はかかりません。	1円以上	お引き出しは 納税時のみ
定 期 預 金	ス ー パ ー 定 期	預金を有利に運用するための商品です。300万円以上ではより有利に運用できます。3年以上の預入では半年複利となります。	1,000円以上	1ヵ月以上 5年以内
	大 口 定 期 預 金	大口の資金運用に最適です。	1,000万円以上	1ヵ月以上 5年以内
	期 日 指 定 定 期 預 金	1年複利の定期預金です。最長3年の預入で、据置期間（1年）経過後は、自由にお引き出し・一部支払いできます。	1,000円以上 1,000万円未満	1年据置 3年以内
	変 動 金 利 型 定 期 預 金	市場金利の動きにあわせて、6ヶ月毎に利率を変更します。	1,000円以上	1年以上 3年以内
	積 立 定 期 預 金	目標額にあわせて、マイペースで着実な財産づくりに最適です。	1,000円以上	1年・2年・3年
財 形 預 金	一 般 財 形 預 金	将来に備えて自由にご利用できます。（お利息は課税扱いです） 1年経過後払戻し自由です。	1,000円以上	積立期間 3年以上
	財 形 年 金 預 金	年金資金を貯める預金です。 お利息とあわせて550万円まで（財形住宅と合算）非課税です。	1,000円以上 550万円未満	積立期間 5年以上
	財 形 住 宅 預 金	住宅取得資金を貯める預金です。 お利息とあわせて550万円まで（財形年金と合算）非課税です。	1,000円以上 550万円未満	積立期間 5年以上
定 期 積 金 (ス ー パ ー 積 金)		目標に合わせて毎月計画的に積立できます。	1,000円以上	1年以上 5年以内

オリジナル商品

種 類	内 容	お預入金額	期 間
子育て応援定期積金 のびのびクラブ	満18歳以下のお子様がいらっしゃる親権者の方が対象です。定期積金に一定の金利を上乗せします。	1万円以上10万円以下 (1万円の整数倍)	3年・5年
味覚の会 定期積金	女性の方限定の商品となります。毎月の掛金の中から会費を積立し、グルメツアーに参加できます。	10,000円 (うち2,000円会費)	2年・3年
ぬくもり (年金受給者限定)	年金お受取口座通帳へ定期預金をセットすると、その定期預金に一定の金利を上乗せします。	1,000円以上 1,000万円以内	1年
相続定期預金	金融機関での相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金を原資として預入される預金に優遇金利が適用されるお得な定期預金です。	100万円以上	1年・3年
会員優遇定期預金	当金庫の出資会員の方が対象で、金利を優遇したお得な商品です。	20万円以上 500万円以内	1年
会員限定定期積金	当金庫の出資会員の方が対象で、定期積金に一定の金利を上乗せします。	1万円以上	1年以上 5年以内
定期積金満期金 振替専用定期預金	定期積金満期金から定期預金へ振替する場合に金利を上乗せします。	1万円以上	1年以上 5年以内

融資商品のご案内（個人向けローン）

種 類		内 容	限 度 額	期 間
住 宅 ロ ー ン	住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・増改築の資金、中古住宅、マンション購入、住宅資金の借換資金等にご利用いただけます。 変動金利（半年毎金利変動）や固定金利（特約期間2年・3年・5年・10年）を選択できます。	2億円以内	50年以内
	リフォームローン	住まいの増改築の資金のほか、リフォームに付随して必要となるインテリア家電等の購入資金もご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
	無担保住宅ローン	無担保で、住宅の新築・増改築の資金、中古住宅、マンション購入、住宅資金の借換資金等にご利用いただけます。	2,000万円以内	20年以内
	空き家活用ローン	空き家を賃貸するための改築・改装費用、空き家解体にかかる費用、空き家解体後の駐車場等の造成にかかる費用などにご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
	空き家多目的ローン	自己所有物件のリフォーム、空き家の解体、不動産の購入、住宅関連資金の借り換え費用など、多岐にわたる資金使途にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
目 的 別 ・ フ リ ー ロ ー ン	マイカーローン	自動車（新車・中古車）のご購入、運転免許取得費用、車検費用、修理費用等、幅広くご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
	教 育 ロ ー ン	入学金・授業料・学校納付金・受験費用等にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内 (据置期間含)
	個 人 ロ ー ン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。 (ただし、事業資金は除きます) (リビング・プライダール・メディカル・トラベル・カルチャー・レディース)	500万円以内	10年以内
	シニアライフローン	満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方を対象に、健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
	フ リ ー ロ ー ン	お使いみちはご自由です。(事業性資金および借換え資金も可)	500万円以内	10年以内
	マイホーム優遇 フリーローン	住宅を所有されている方限定のフリーローンです。 お使いみちはご自由です。(ただし、当金庫の消費者ローンの借換え資金および事業性資金は除きます)	500万円以内	10年以内
	大型フリーローン800 サポート1000	お使いみちはご自由です。(ただし、事業性資金は除きます) お使いみちはご自由です。(事業性資金および借換え資金も可)	800万円以内 1,000万円以内	10年以内 15年以内
W E B ロ ー ン	マイカーローン	パソコンやスマートフォンでご契約が完結するローンです。 自動車（新車・中古車）のご購入、運転免許取得費用、車検費用、修理費用等、幅広くご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
	教 育 ロ ー ン	パソコンやスマートフォンでご契約が完結するローンです。 入学金・授業料・学校納付金・受験費用等にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内 (据置期間含)
	フ リ ー ロ ー ン	パソコンやスマートフォンでご契約が完結するローンです。 お使いみちはご自由です。	500万円以内	10年以内
しんきんカードローン		お使いみちはご自由です。(ただし、事業性資金は除きます)	50万円以内	3年以内 (自動更新)
Superきゃっする (カードローン)		お使いみちはご自由です。(ただし、事業性資金は除きます)	500万円以内	3年 (自動更新)
教育カードローン		教育資金全般にご利用でき、極度額までご利用できます。	500万円以内	在学期間内及び 7年以内

その他、職域サポートローンをご用意しています。
(職域サポートとは、当金庫と職域サポート契約を締結した事業所にお勤めの皆様に、金利優遇融資商品の提供など、福利厚生面でお手伝いする取り組みです)

融資商品のご案内（事業者向け資金）

種 類	内 容
割 引 手 形	一般商業手形・電子記録債権の割引にご利用いただけます。
手 形 貸 付	仕入資金等、短期運転資金にご利用いただけます。
証 書 貸 付	設備資金等、長期の運転資金にお応えいたします。
当 座 貸 越	約定金額まで、当座決済資金をご融資いたします。
制 度 融 資	地方公共団体（富山県・射水市・高岡市・富山市等）の制度融資をご利用いただけます。
代 理 貸 付	住宅金融支援機構・日本政策金融公庫等の代理貸付をお取扱いしています。

※各種ローン等は、融資対象が限られている場合や、不動産担保・保証協会など一定の基準を満たす必要があります。また、お申し込みの状況によってはご融資できない場合もございますので、ご了承ください。

各種サービスのご案内

サービス名	内 容 ・ 特 色
キャッシュサービス	当金庫の本支店のほか、全国の提携金融機関（郵便局を含む）のキャッシュコーナーもご利用になれます。（一部ご利用になれないキャッシュコーナーもありますのでご利用の都度ご確認ください。）
しんきんATMゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードなら、しんきんゼロネット加入の全国の信用金庫で、平日・土曜日（一部）はCD・ATMのご利用手数料が無料です。
しんきん北陸トライネットATMサービス	富山県・石川県・福井県に本店を置く信用金庫の、トライネットのステッカーのあるATMでのキャッシュカード入出金手数料が終日無料です。
デビットカードサービス	お買い物やお食事の際、現金を持たずにキャッシュカードで直接口座から代金を支払うことができる、大変便利なサービスです。加盟店ならどこでもご利用になれます。
自動受取サービス	給与・ボーナス・年金等が、受取日に自動的にご指定の預金口座に入金されますので、安全・便利です。
自動支払サービス	電気・ガス・水道・電話・放送受信料のほか、税金・保険料・学費・各種クレジット等が、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
クレジットカード	JCB・VISA等のカードをお取り扱いしております。国内または国外でのショッピング等、各加盟店でご利用になれます。
自動集金サービス	お客様の集金金額をお取引先の預金口座から、自動振替で引き落とし、お客さまの口座に一括してご入金するサービスです。集金引き落としの口座は、銀行・郵便局でも可能です。
個人インターネットバンキング	お手持ちのパソコンやスマートフォンを利用して、口座の照会やお振込ができる便利なサービスです。また、お振込の手数料が窓口のお取扱いよりもお得です。
法人インターネットバンキング	ご自宅のパソコンから総合振込や給与振込等、大量のお振込が一括ででき、口座の残高や入出金明細をお手元で管理していただける、便利なサービスです。また、お振込の手数料が窓口のお取扱いよりもお得です。
料金払込サービス Pay-easy (ペイジー)	インターネットバンキングから、税金・各種料金の払込みがご利用できます。ペイジーマークが記載された払込書の収納機関番号・納付番号・確認番号を入力するだけで、ご指定の口座から払出し、収納機関へ自動的に送金するサービスです。
口座振替サービス Pay-easy (ペイジー)	当金庫のキャッシュカードを利用して口座振替の手続きを行えるサービスです。
しんきんネット口座振替受付サービス	インターネット上で口座振替契約の受付を行えるサービスです。
定額自動送金サービス	家賃・月謝・会費・仕送り等毎月決まった金額を、ご指定の口座へ自動的に送金するサービスです。
貸 金 庫	証書・株券・権利書・実印・貴金属等の重要書類、貴重品を盗難や火災から守り安全に保管いたします。本店営業部でお取扱いしております。
夜 間 金 庫	お客様の夜間や早朝等の売上や集金を、投げ入れ金庫にて安全にお預かりいたします。中曽根支店、歌の森支店にてお取扱いしております。
国 債 の 窓 口 販 売	個人向け国債をお取扱いしております。 ご購入の際には、保護預り通帳を発行しております。
保 険 商 品 の 窓 口 販 売	終身保険、医療保険、がん保険、傷害保険、火災保険 等、各種保険商品の販売をしております。
A T M 振 込	振込依頼書への記入の手間もいらず、窓口扱いよりも手数料がお得です。振込カードの発行もできますので、2回目以降はカードを入れるだけで簡単にお振込をしていただけます。
スポーツ振興くじ (toto) 払 戻 業 務	独立行政法人日本スポーツ振興センターが販売するスポーツくじ当選券の払戻しをいたしております。本店営業部と富山支店でのお取扱いになります。
電子記録債券サービス (でんさいネット)	手形・振込に代わる決済手段として、事業者の資金調達の円滑化を図ります。
通 帳 レ ス ア プ リ	預金残高や入出金明細等をスマートフォンで確認できるアプリです。紙の通帳から「通帳レス口座」へ切替手続きを行うことで、最大10年間分の取引明細を閲覧することができるほか、ATMや窓口での通帳記帳・繰越が不要となり、紛失の心配もなくなります。
後 見 支 援 預 金	後見人が裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。
個人型確定拠出年金iDeCo	より豊かな老後生活を送るための資産形成商品として、個人型確定拠出年金iDeCo（イデコ）の取扱いをしております。
信 託 商 品	個人向け信託商品として、しんきん相続信託「こころのボタン」としんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱いをしています。
電 話 リ レ ー サ ー ビ ス	耳の不自由な方等が電話による意思疎通を行いたい場合に、手話通訳者等が通訳オペレーターとして介することで、耳の不自由な方等と当金庫との意思疎通を可能とするサービスです。詳しくは当金庫ホームページをご確認ください。
B a n k P a y こ と ら 送 金 サ ー ビ ス	「QRコード決済」や「こたら送金」等がご利用いただける金融機関共通のスマートフォンアプリです。「こたら送金」はBankPayアプリを使用した10万円までの個人宛送金がお得にご利用いただけます。
WEB相続受付サービス	当金庫の営業中にお電話やご来店ができないお客さまでも、インターネットから24時間いつでも相続手続きのお申込みを行っていただけるサービスです。
しんきんインターネットバンキングヘルプデスク	個人インターネットバンキングおよび法人インターネットバンキングにおける専用のヘルプデスクをご用意しております。
しんきん電子交付サービス	インターネットを通じて対象口座のインボイス管理票の閲覧が可能となるサービスです。

各種手数料一覧

為替手数料一覧

2026年4月1日 現在

振込手数料 (1件につき)		当金庫本支店 (店内振込含)	他行庫宛
個人インターネットバンキング (個人の方ご利用の場合)	5万円未満	無料	220円
	5万円以上	無料	330円
個人インターネットバンキング (個人事業主ご利用の場合)	5万円未満	110円	440円
	5万円以上	220円	660円
法人インターネットバンキング	5万円未満	110円	440円
	5万円以上	220円	660円
店頭扱い※1	5万円未満	220円	605円
	5万円以上	440円	770円
ATM	5万円未満	165円	440円
	5万円以上	330円	660円
自動振込・HB	5万円未満	110円	440円
	5万円以上	220円	660円
給与振込		無料	220円

A 当 T 金 M 庫 手 数 設 料 置	当金庫および北陸 3県の信用金庫の キャッシュカード	その他の 信用金庫の キャッシュカード	他金融機関の キャッシュカード (入金提携金融機関のみ)
平日(～18:00)	無 料	無 料 ※2	110円
土曜(～14:00)	無 料	無 料 ※2	110円
平日(18時以降)	無 料	110円	220円
土曜(14時以降)	無 料	110円	220円
日曜・祝日	無 料	110円	220円

※2 一部の信用金庫のキャッシュカードご利用で有料となる場合があります。

※1 視覚障がい等があるお客様を対象とした店頭扱いの振込手数料についてはATM扱いの振込手数料と同額とします。

代金取立 手数料	1通につき	電子交換	個別取立
		660円	1,100円

そ の 他 の 為 替 手 数 料	不渡手形返却料	1通につき	880円	
	取立手形組戻料	1通につき	880円	
	送金・振込の組戻料	1件につき	880円	
	ファームバンキング基本料金	月額	1,100円	
	インターネット バンキング基本料金	個人インターネットバンキング	月額	無 料
		法人インターネットバンキング	月額	1,100円
		総合振込・給与振込等 データ伝送ご利用の場合	月額	2,200円
「総合振込依頼書」による総合振込・給与／賞与振込		1回あたり	1,100円	

両替・金種指定出金手数料

指定枚数	1～50枚	330円 ※3
	51～300枚	550円
	301～1,000枚	1,100円
	1,001枚以上 1,000枚毎に	1,100円加算

※3 当金庫に口座をお持ちの場合は、1日1回50枚まで無料となります。

【両替・金種指定出金手数料について】

- ◆「両替指定枚数」はお客様が『持参した紙幣・硬貨の合計枚数』と『お受取りになられる紙幣・硬貨の合計枚数』のいずれが多い方の枚数となります。
- ◆新札を希望なされる場合も指定枚数に含めるものといたします。
- ◆入金・出金・両替とも、伝票を複数枚に分けて持ち込まれた場合や、一日に複数回に分けて持ち込まれた場合であっても、1回と見做し手数料をご負担いただきます。

大量硬貨入金手数料

入金枚数	1～50枚	無 料
	51～300枚	550円
	301～1,000枚	1,100円
	1,001枚以上 1,000枚毎に	1,100円加算

【大量硬貨入金手数料について】

- ◆各種預金口座へのご入金のほか、預金の新約やお振込み、税金納付などの際の大量硬貨持ち込みも同様の扱いといたします。

・手数料には消費税が含まれております。

各種事務取扱手数料一覧

2026年4月1日 現在

融 資 関 係 手 数 料	融資可能証明書		1通につき 11,000円
	不動産担保 設定	新規	1件につき 33,000円
		極度変更・追加設定・ 順位変更・一部解除	1件につき 16,500円
	借入用手形用紙		1枚につき 110円
	債務保証書・変更契約書		1件につき 2,200円
	(証書貸付) 条件変更	事業性 資金	条件変更 1件につき 22,000円
			固定金利特約再設定 1件につき 5,500円
		消費性資金	1件につき 11,000円
		住宅 ローン	期限延長・短縮、条件変更 1件につき 11,000円
			固定金利特約再設定 1件につき 5,500円
	繰上償還	事業性 資金	全額繰上返済 1件につき 11,000円
			一部繰上返済 1件につき 11,000円
		固定金利 特約付 事業性 資金	500万円未満 22,000円
			繰上償還金額 ※借換による返済につい ては対象外
			500万円以上 1,000万円未満 33,000円
			1,000万円以上 44,000円
		消費性 資金	全額繰上返済 1件につき 11,000円
			一部繰上返済 1件につき 11,000円
		住宅 ローン	全額繰上返済 1件につき 11,000円
			一部繰上返済 1件につき 11,000円
		固定金利 特約付 住宅 ローン	500万円未満 22,000円
			繰上償還金額
			500万円以上 1,000万円未満 33,000円
			1,000万円以上 44,000円
	住宅ローン事務取扱手数料		保証会社付 33,000円
			上記以外 融資金額× 0.5%×110%
	株式払込取扱	払込額5千万円未満	料率 2.5/1,000
		払込額5千万円以上	料率 2.0/1,000
		払込額1億円以上	料率 1.5/1,000

個人情報開示 請求手数料	1通につき	550円＋郵送料（簡易書留）
-----------------	-------	----------------

再 発 行 等 手 数 料	通帳・証書	1冊（枚）につき 1,100円
	キャッシュカード	1枚につき 1,100円
	ローンカード	1枚につき 1,100円

証 明 書 等 発行手数料	残高証明書 （当金庫所定の書式）	1通につき 550円
	残高証明書 （当金庫所定外の書式）	1通につき 3,300円
	取引履歴検索照会 （1名義あたり）	1枚につき 220円※1

※1 10枚以上は 2,200円を上限とします。

そ の 他 諸 手 数 料	定例集金帳発行	当座勘定	1冊につき 3,300円
		普通預金	1冊につき 3,300円
	国債保護預り	年間	1,320円
	貸金庫	年間	13,200円
	夜間金庫	年間	13,200円
	未利用口座管理手数料	年間	1,320円
	しんきん自動 集金サービス	月額基本料金	1契約につき 1,100円
		引落手数料	1件につき 165円
	破産管財人等 特殊口座開設	1口座につき （既存口座からの名義変更含む）	11,000円

・手数料には消費税が含まれております。

当金庫の沿革・あゆみ

〔沿革・あゆみ〕

大正 13年 5月 20日 7月 11日	「新湊信用組合」設立許可取得 「産業組合法」に基づき「新湊信用組合」として創立	5月 28日 10月 14日 11月 1日	営業区域を高岡市全域及び富山市全域に拡張 「大門支店」を新設 反社会的勢力との関係遮断を目的として、「反社会的勢力への対応規定」を制定 富山県信用金庫統一商品「しんきん傷害保険付定期積金（安心たまる君）」発売
昭和 27年 3月 1日 28年 10月 5日 29年 5月 8日 33年 6月 10日 37年 12月 3日 3日 39年 10月 18日 40年 3月 1日 12月 13日 44年 12月 31日 47年 12月 1日 48年 12月 31日 49年 5月 11日 51年 4月 20日 54年 8月 6日 55年 3月 31日 59年 5月 14日 6月 25日 63年 12月 31日	「信用金庫法」に基づき「新湊信用金庫」に改組 「東部支店」を新設 創業30周年記念式挙行 「西部支店」を新設 「本店」新築落成 「東部支店」を移転「新町支店」と改称 創業40周年記念式挙行 「西部支店」移転新築 「高岡支店」を新設 預金50億円達成 「富山支店」を新設 預金100億円達成 創業50周年記念式挙行 「高岡北部支店」を新設 「新町支店」移転 預金200億円達成 創業60周年記念式挙行 「高岡支店」新築開店 預金300億円達成	21年 2月 2日 9月 30日 12月 22日 22年 9月 14日 23年 3月 1日 8月 16日 25年 2月 18日 26年 6月 16日 27年 5月 25日 28年 7月 22日 29年 4月 3日 8月 22日 9月 7日 10月 11日 30年 10月 1日 11月 22日 12月 19日 31年 2月 12日 4月 1日	預金700億円達成 金融円滑化法の実施に向け「地域金融円滑化のための基本方針」を制定 金融ＡＤＲ制度への対応として「苦情等への対処規程」を策定 富山県信用金庫統一商品「しんきんの学資保険」発売 預金800億円達成 電子記録債権サービス「でんさい」取り扱い開始 創業90周年記念式挙行 新町支店が高岡市中曽根に移転新築、「中曽根支店」に改称 営業区域を富山県全域に拡張 信金中央金庫の信託契約代理店として、しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱い開始 地域社会の発展に寄与することを目的とし、ＴＫＣ北陸会と中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書を締結 地域経済の発展と中小企業支援等のために北陸税理士会４支部と業務協力に関する連携協定を締結 地域経済の発展と中小企業振興を目的とし、富山県中小企業診断協会と業務連携協力に関する覚書を締結 成年後見制度利用者の財産保護を目的とした「後見支援預金」の取扱い開始 キャッシュレス化に対応するために㈱Origamiと業務提携し、ＱＲコードによる決済サービスの取扱い開始 中小企業のＭ＆Ａを活用した事業承継という社会性ある事業推進のため、㈱トランビとビジネスマッチング契約を締結 「大門支店」を店舗内店舗にて「歌の森支店」内に移転 個人型確定拠出年金（iDeCo）の取扱い開始
平成 4年 12月 31日 7年 5月 8日 8日 9年 10月 8日 10年 10月 5日 11年 3月 29日 12年 12月 4日 13年 10月 22日 11月 11日 14年 8月 31日 10月 1日 15年 3月 12日 8月 25日 12月 24日 16年 6月 18日 17年 3月 15日 9月 29日 18年 2月 24日 9月 25日 10月 11日 19年 8月 6日 11月 12日 14日 12月 17日 20年 2月 14日	預金400億円達成 旧本店隣接地に「新本店」を新築開店 ビンゴゲーム付定期積金新発売（全国初） インターネットホームページ開設 インターネットバンキングサービス開始 郵便貯金とのＡＴＭ提携開始 しんきんＡＴＭゼロネットサービス取扱い開始 新型定期預金「ビック1000」の取扱開始 「休日ローン相談会」開催開始 「新湊信金グリーン作戦」（清掃奉仕）を地域貢献事業として始める 生命保険（個人年金保険）業務の窓口販売開始 個人向け国債等の募集の取扱い開始 リレーションシップバンキング機能強化計画に基づく推進計画を策定 預金500億円達成 外部会計監査人２名を選任 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を策定 国民生活金融公庫と新規開業支援等における「業務提携・協力に関する覚書」を締結 顧客満足度（ＣＳ）アンケート調査を実施 「歌の森支店」新設 北陸地区信用金庫合同ビジネスフェア「北陸ビジネス街道2006」を開催 新商品「しんきんきゃっする」カードローンの取扱い開始 高岡北部支店を高岡支店に統合し、高岡北部支店所在地に移転 事故防止の観点から連続指定休業制度を制定し20年４月より実施 業務の健全性・適切性確保のため、「内部管理基本方針」を制定 自己資本の充実及び適切な管理のため、「自己資本管理方針」、「同規程」を策定	令和 元年 6月 17日 8月 23日 9月 24日 2年 4月 20日 6月 10日 10月 6日 11月 9日	あったか家族応援定期を発売し、9月2日に射水市教育委員会へ30万円を寄付 射水市等関係機関の協力の元、当金庫と地元事業者が運営主体となり、「創業インキュベーション事業」の取組み開始 しんきん通帳アプリ取扱い開始 高岡支店及び富山支店の窓口営業時間を変更（1時間の昼休み休業を設定） あったか家族応援定期を発売し、10月2日に射水市教育委員会へ30万円を寄付 取引先の技術力や製品を発信し販路拡大につなげるため、㈱日立ハイテクとビジネスマッチング契約を締結 WEB完結ローン（マイカーローン・教育ローン）の取扱い開始

3年 1月 27日	信金中央金庫の地域創生推進スキーム「SCB ふるさと応援団」による寄付金1,000万円が当金庫の推薦により射水市へ寄付された
3月 1日	西部支店を中曽根支店のサテライト店舗（預金特化型）として営業
1日	西部支店の窓口営業時間を変更（1時間の昼休み休業を設定）
15日	WEB 完結ローン（フリーローン）の取扱い開始
6月 14日	あったか家族応援定期を発売し、9月30日に射水市教育委員会へ30万円を寄付
9月 14日	新湊信用金庫 SDGs 宣言策定
10月 1日	出資証券ペーパーレス化（不発行）開始
4年 6月 13日	あったか家族応援定期を発売し、9月26日に射水市教育委員会へ30万円を寄付
26日	「ビジネスプランコンテスト2022～射水市を元気に！～」を開催（ミライズ IMIZU 協議会）
7月 1日	「歌の森支店・大門支店」の窓口営業時間を変更（1時間の昼休み休業を設定）
5年 9月 1日	スマホ決済サービス「BankPay」および「こたら送金」の取扱い開始
6年 1月 4日	「WEB 相続受付サービス」の開始
2月 28日	令和6年能登半島地震の災害復旧事業に活用して頂くため、射水市へ700万円、高岡市へ200万円、氷見市へ100万円を寄付
4月 22日	磁気の影響を受けにくい「Hi-Co 通帳」の取扱い開始
7月 19日	創立100周年記念式典・記念祝賀会举行
8月 9日	一般財団法人民間都市開発推進機構との共同出資により、「射水市まちづくりファンド有限責任事業組合」を設立
7年 2月 28日	富山県警察との「特殊詐欺等の情報提供に関する協定」を締結
6月 16日	空き家多目的ローンの取扱い開始
10月 7日	富山県民ボランティア・NPO大会において、ボランティア活動推進富山県民会議会長表彰（企業の部）を受賞
8年 1月 5日	曳山・築山行事のユネスコ無形文化遺産登録を記念し、「寄付金付定期預金・定期積金」を発売

索引 (開示基準項目)

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しております。

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	2
ロ. 理事・監事の氏名及び役職名	2
ハ. 事務所の名称及び所在地	2
2. 金庫の主要な事業内容	3
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	4
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	5
(1) 経常収益	
(2) 経常利益又は経常損失	
(3) 当期純利益又は当期純損失	
(4) 出資総額及び出資総口数	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 預金積金残高	
(8) 貸出金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 単体自己資本比率	
(11) 出資に対する配当金	
(12) 役員数及び常勤役員数	
(13) 職員数	
(14) 会員数	
ハ. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
①業務粗利益・業務粗利益率	5
②資金運用収支、役務取引等収支、 その他業務収支	5
③業務純益、実質業務純益、コア業務純益、 コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	6
④利鞘、総資産経常利益率・総資産当期純利益率	6
⑤資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り	6
⑥受取利息・支払利息の増減	6
(2) 預金に関する指標	
①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他の預金の平均残高	7
②固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高	7
(3) 貸出金等に関する指標	
①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	7
②固定金利・変動金利の貸出金残高	7
③担保の種類別の貸出金残高、債務保証見返額	7
④使途別の貸出金残高	8
⑤住宅ローン・消費者ローン別残高内訳	8
⑥業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合	8
⑦預貸率の期末値及び期中平均値	8
(4) 有価証券に関する指標	9
①有価証券の種類別の残存期間別の残高	
②有価証券の種類別の平均残高	
③預証率の期末値及び期中平均値	
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. リスク管理の体制	10
ロ. 法令等遵守（コンプライアンス）の体制	10
ハ. 金融ADR制度への対応	11
ニ. 顧客保護等管理方針	11
ホ. 反社会的勢力に対する基本方針	11
ヘ. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・ 拡散金融対策ポリシー	11
ト. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組みの状況	12～16
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	17～22
ロ. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対 照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会 計監査人の監査を受けている場合にはその旨	22
ハ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び (1) から (4) までの掲げるものの合計額	23
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
(5) 正常債権	
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	
(1) 有価証券	24
(2) 金銭の信託	25
(3) 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	25
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	25
ヘ. 貸出金償却の額	25
6. 報酬等に関する事項	26

【自己資本の充実の状況】

以下の項目は、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について、金融庁長官が別に定める事項」(所謂自己資本比率規制の第3の柱)に従い、開示するものです。

自己資本の構成に関する事項 27

定量的な開示事項 28～39

- (1) 自己資本の充実度に関する事項
- (2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
 - 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳
 - 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
 - リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (3) 信用リスク削減手法に関する事項
 - 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
- (4) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - オリジネーターの場合
 - 投資家の場合
- (5) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
 - 貸借対照表計上額及び時価等
 - 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
 - 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
 - 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

- (6) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (7) 金利リスクに関する事項

定性的な開示事項 40～42

- (1) 自己資本調達手段の概要
- (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (3) 信用リスクに関する項目
 - リスク管理の方針及び手続の概要
 - リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
- (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - 適格金融資産担保
 - 保証
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) オペレーショナル・リスクに関する項目
 - 事務リスク管理の方針及び手続の概要
 - システムリスク管理の方針及び手続の概要
 - オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
- (8) 株式等エクスポージャーに関する事項
- (9) 金利リスクに関する事項
 - リスク管理の方針及び手続の概要
 - 金利リスクの算定手法の概要
 - 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

 新 湊 信 用 金 庫

